Appendix

Appendix 1：Scope of Work サンプル
①ウガンダ国アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト A-2
②ウガンダ国アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト A-9
Appendix 2：業務指示書サンプル
①ウガンダ国アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト A-15
②ウガンダ国アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト A-37
Appendix 3：Minutes of Meeting サンプル
コンゴ民主共和国「キンシャサ特別州都市復興計画」モニタリング調査　協議議事録 A-58
Appendix 4：建設契約サンプル　機構 - 建設業者
CONTRACT AGREEMENT A-61
GENERAL CONDTIONS OF CONTRACT A-67
Appendix5：建設に係る保険一覧の要約 A-85
Appendix6：業務指示書における「平和構築・復興支援案件に関する特別経費の計上」記載例 A-87

SCOPE OF WORK

FOR

PROJECT FOR

RURAL ROAD NETWORK PLANNING

IN NORTHERN UGANDA

AGREED UPON BETWEEN

MINISTRY OF WORKS AND TRANSPORT (MOWT)

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

Entebbe, April 24, 2009

Mr. Grace James Itazi	Mr. Ichiro TAMBO
For Permanent Secretary	Leader
Ministry of Works and Transport	Preparatory Survey Team
The Republic of Uganda	Japan International Cooperation Agency

1. Introduction

In response to the request of the Government of the Republic of Uganda (hereinafter referred to as "GOU"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") decided to conduct "Project for Rural Road Network Planning in Northern Uganda" (hereinafter referred to as "the Project") in accordance with the Agreement on Technical Cooperation between the GOU and the GOJ signed on December 12, 2005, (hereinafter referred to as "the Agreement").

Accordingly, Japan International Cooperation Agency (JICA), the official agency responsible for implementation of Technical Cooperation Program of GOJ, will undertake the Project in close cooperation with the authorities concerned of Uganda.

This Scope of Work will be immediately effective after the exchange of the Notes Verbales for the Project between the GOU and the GOJ.

2. Objective of the Project

The objective of the Project is to formulate a rural road network plan with the target year 2018 to promote social and economic development in Amuru District and its surrounding areas in Acholi region.

3. Project Area

The Project covers Amuru District and its surrounding areas including Kitgum, Pader and Gulu District, as shown in the Map attached.

4. Scope of the Project

a. Outputs

(i) GIS data base regarding public facilities / social services / markets / rural road network in Amuru District

(ii) Master Plan of rural road network in Amuru District

(iii) List of prioritized projects with brief project profiles

(iv) Implementation of pilot project(s)

(v) Rural road inventory with priorities in Acholi region

(vi) GIS data base regarding the rural road inventory in Acholi region

(vii) Transfer of technologies to the counterpart team and related

organizations

b. Activities

(i) Collection and analysis of related national policies, development plans, technical standards, information, and data

(ii) Field survey

(iii) Formulation of GIS data base on rural road network and related information

(iv) Analysis of socio-economic framework

(v) Formulation of a scenario to promote the reconstruction in Acholi region through rural road development

(vi) Examination of appropriate interventions / methods / technologies for the improvement and maintenance of rural road network

(vii) Formulation of a Master Plan on rural road network

(viii) Preliminary survey on environmental and social consideration

(ix) Preliminary cost / benefit analysis

(x) Setting up of criteria for prioritizing roads / bridges / drainage structures

(xi) Selection of prioritized roads / bridges / drainage structures

(xii) Implementation of pilot project(s)

(xiii) Dissemination of good practices and lessons learnt from the Project

(xiv) Evaluation and recommendations

6. Project Duration: Fifteen months

7. Reports

JICA shall prepare the following reports in English, and submit them to MOWT and Amuru District Local Government:

a. Inception Report: 1st month after commencement of the Project

b. Progress Report: 4th month

c. Interim report: 8th month

d. Draft Final Report: 13th month

(Comments from Ugandan side within one month after submission of the report)

e. Final Report: 15th month

8. Undertakings of the GOU

a. To facilitate the smooth implementation of the Project, the GOU shall take the following necessary measures:

(i) To permit the members of the Project Team to enter, leave and sojourn in the Republic of Uganda for the duration of their assignments therein and offer the convenience for procedures of foreign registration requirements.

(ii) To undertake the payment of taxes, custom duties and other charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Project Team for their services in connection with the implementation of the Project.

(iii) To provide necessary arrangements to the Project Team for the remittance as well as utilization of the funds introduced into Uganda from Japan in connection with the implementation of the Project.

(iv) To make all necessary arrangements for permission for entry into all areas, excluding militarily restricted areas, for the implementation of the Project.

(v) To make all necessary arrangements for permission, which will be granted by relevant authorities for the Project Team, for taking all data and documents (including maps and photographs) related to the Project out of the Republic of Uganda.

b. The GOU shall bear claims, if any arises, against the members of the Project Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties in the implementation of the Project, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the Project Team.

c. Amuru District Local Government shall act as the counterpart agency to the

Project Team. MOWT shall act as the responsible agency and a coordinating body with other relevant organizations for the smooth implementation of the Project, on behalf of the GOU.

d. The GOU shall, at its own expense, provide the Project Team with the following in cooperation with other organizations concerned;
   (i) Security-related information as well as measures to ensure the safety of the Project Team,
   (ii) Information as well as guidance in obtaining medical services,
   (iii) Available data and information related to the Project (including GIS data and maps),
   (iv) Counterpart personnel, and
   (v) Identification cards.

9. Undertakings of JICA
   a. To dispatch, at its own expenses, the Project Team to the Republic of Uganda.
   b. To conduct technical assistance to Uganda counterpart personnel in the course of the Project.

10. Consultation

MOWT, Amuru District Local Government and JICA shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Project.

Annex I: Map

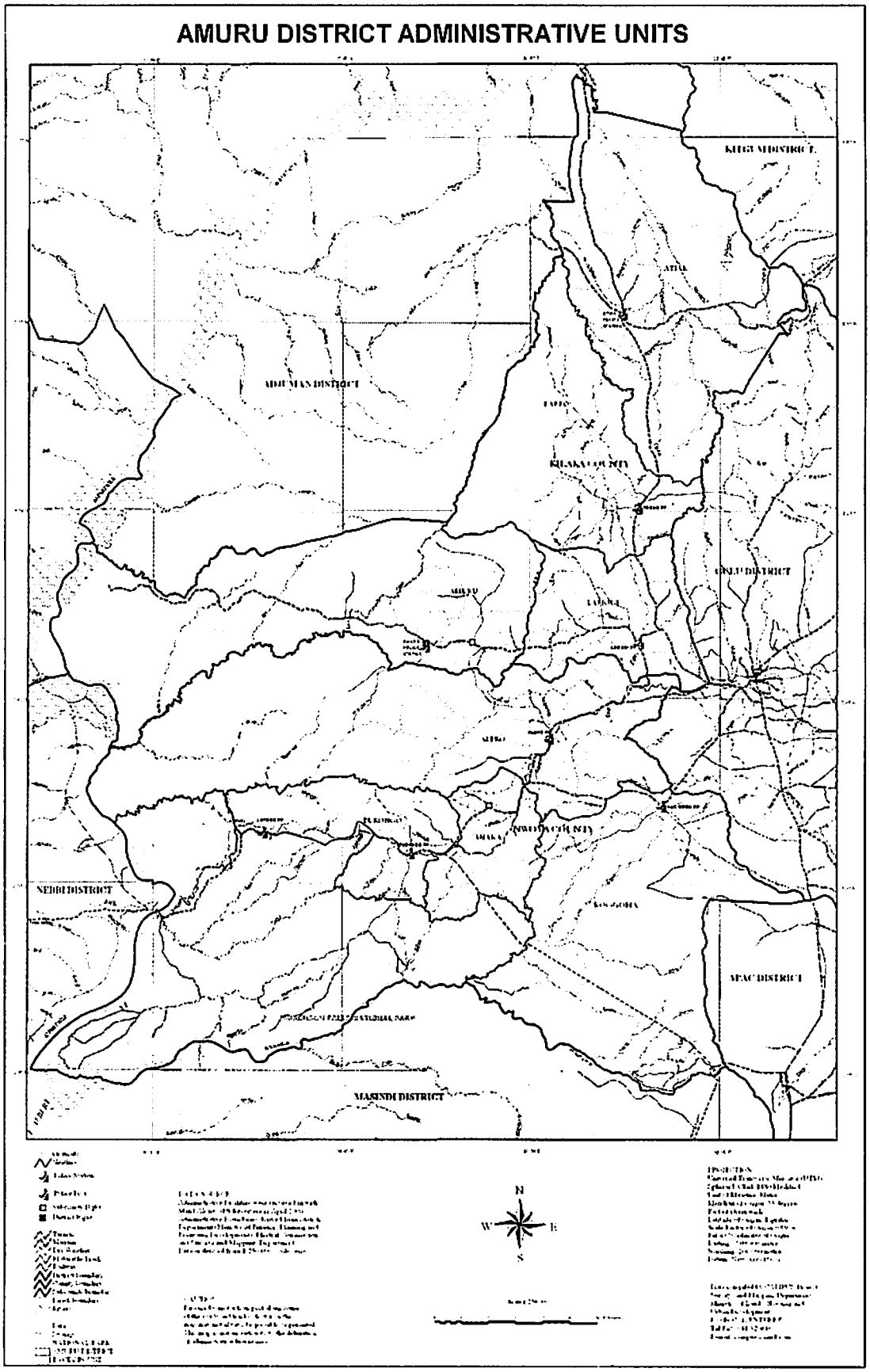
AMURU DISTRICT ADMINISTRATIVE UNITS
KIRYANDONGO DISTRICT
ADJUMANI DISTRICT
NEBBI DISTRICT
MASINDI DISTRICT
N
W
E
S

Annex II: Tentative schedule

Month	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
Work in Uganda		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
Work in Japan	━													━	
Report	△			△				△					△		△

SCOPE OF WORK

FOR

PROJECT FOR COMMUNITY DEVELOPMENT FOR PROMOTING RETURN AND RESETTLEMENT OF IDP IN NORTHERN UGANDA

AGREED UPON BETWEEN

OFFICE OF THE PRIME MINISTER (OPM)

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

Kampala, April 24, 2009

Mr. Pius BIGIRIMANA	Mr. Ichiro TAMBO
Permanent Secretary	Leader
Office of the Prime Minister	Preparatory Survey Team
The Republic of Uganda	Japan International Cooperation Agency

1. Introduction

In response to the request of the Government of the Republic of Uganda (hereinafter referred to as "GOU"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") decided to conduct "Project for Promoting Return and Resettlement of IDP in Northern Uganda" (hereinafter referred to as "the Project") in accordance with the Agreement on Technical Cooperation between the GOU and the GOJ signed on December 12, 2005, (hereinafter referred to as "the Agreement").

Accordingly, Japan International Cooperation Agency (JICA), the official agency responsible for implementation of Technical Cooperation Program of GOJ, will undertake the Project in close cooperation with the authorities concerned of Uganda.

This Scope of Work will be immediately effective after the exchange of the Notes Verbales for the Project between the GOU and the GOJ.

2. Objective of the Project

The objective of the Project is to identify view points and considerations necessary for promoting return and resettlement of Internally Displaced Persons (IDP) based on the formulation of community development plan(s), implementation of pilot project(s), and formulating profiles of major communities in Amuru District.

3. Project Area

The Project covers Amuru District with emphasis on Lulyango village and Parish(es) under Pabbo sub-county, as shown in the Map attached.

4. Scope of the Project

a. Outputs

(i) View points and considerations necessary for promoting return and resettlement of IDP

(ii) Profiles of major communities in Amuru District

(iii) Community development plan(s)

(iv) Implementation of pilot project(s)

(v) Transfer of technologies to the counterpart team and related organizations

b. Activities

(i) Collection and analysis of related national policies, development plans, technical standards, information, and data

(ii) Field survey

(iii) Formulation of profile(s) of major communities in Amuru District

(iv) Identification of key factors that promote return and resettlement in Amuru District

(v) Formulation of community development plan(s)

(vi) Selection of prioritized project(s) for pilot project(s)

(vii) Implementation of pilot project(s)

(viii) Evaluation of pilot project(s) and identifying view points and considerations necessary for promoting return and resettlement of IDP in Amuru District

(ix) Dissemination of good practices and lessons learnt from the Project

(x) Recommendations

5. Project Duration: Fifteen months

6. Reports

JICA shall prepare the following reports in English, and submit them to OPM and Amuru District Local Government:

a. Inception Report: 1st month after commencement of the Project

b. Progress Report: 4th month

c. Interim report: 8th month

d. Draft Final Report: 13th month

(Comments from Ugandan side within one month after submission of the report)

e. Final Report: 15th month

7. Undertakings of the GOU

a. To facilitate the smooth implementation of the Project, the GOU shall take the following necessary measures:

(i) To permit the members of the Project Team to enter, leave and sojourn in the Republic of Uganda for the duration of their assignments therein and offer the convenience for procedures of foreign registration requirements.

(ii) To undertake the payment of taxes, custom duties and other charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Project Team for their services in connection with the implementation of the Project.

(iii)To provide necessary arrangements to the Project Team for the remittance as well as utilization of the funds introduced into Uganda from Japan in connection with

the implementation of the Project.

(iv) To make all necessary arrangements for permission for entry into all areas, excluding militarily restricted areas, for the implementation of the Project.

(v) To make all necessary arrangements for permission, which will be granted by relevant authorities for the Project Team, for taking relevant data and documents (including maps and photographs) related to the Project out of the Republic of Uganda.

b. The GOU shall bear claims, if any arises, against the members of the Project Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties in the implementation of the Project, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the Project Team.

c. Amuru District Local Government shall be the counterpart agency to the Project Team. OPM shall be the responsible agency and a coordinating body with other relevant organizations for the smooth implementation of the Project, on behalf of the GOU.

d. The GOU shall, at its own expense, provide the Project Team with the following in cooperation with other organizations concerned;

(i) Security-related information as well as measures to ensure the safety of the Project Team,

(ii) Information as well as guidance in obtaining medical services,

(iii) Available data and information related to the Project (including GIS data and maps),

(iv) Counterpart personnel, and

(v) Identification cards.

8. Undertakings of JICA

a. To dispatch, at its own expenses, the Project Team to the Republic of Uganda.

b. To conduct technical assistance to Uganda counterpart personnel in the course of the Project.

9. Consultation

OPM, Amuru District Local Government and JICA shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Project.

AMURU DISTRICT ADMINISTRATIVE UNITS

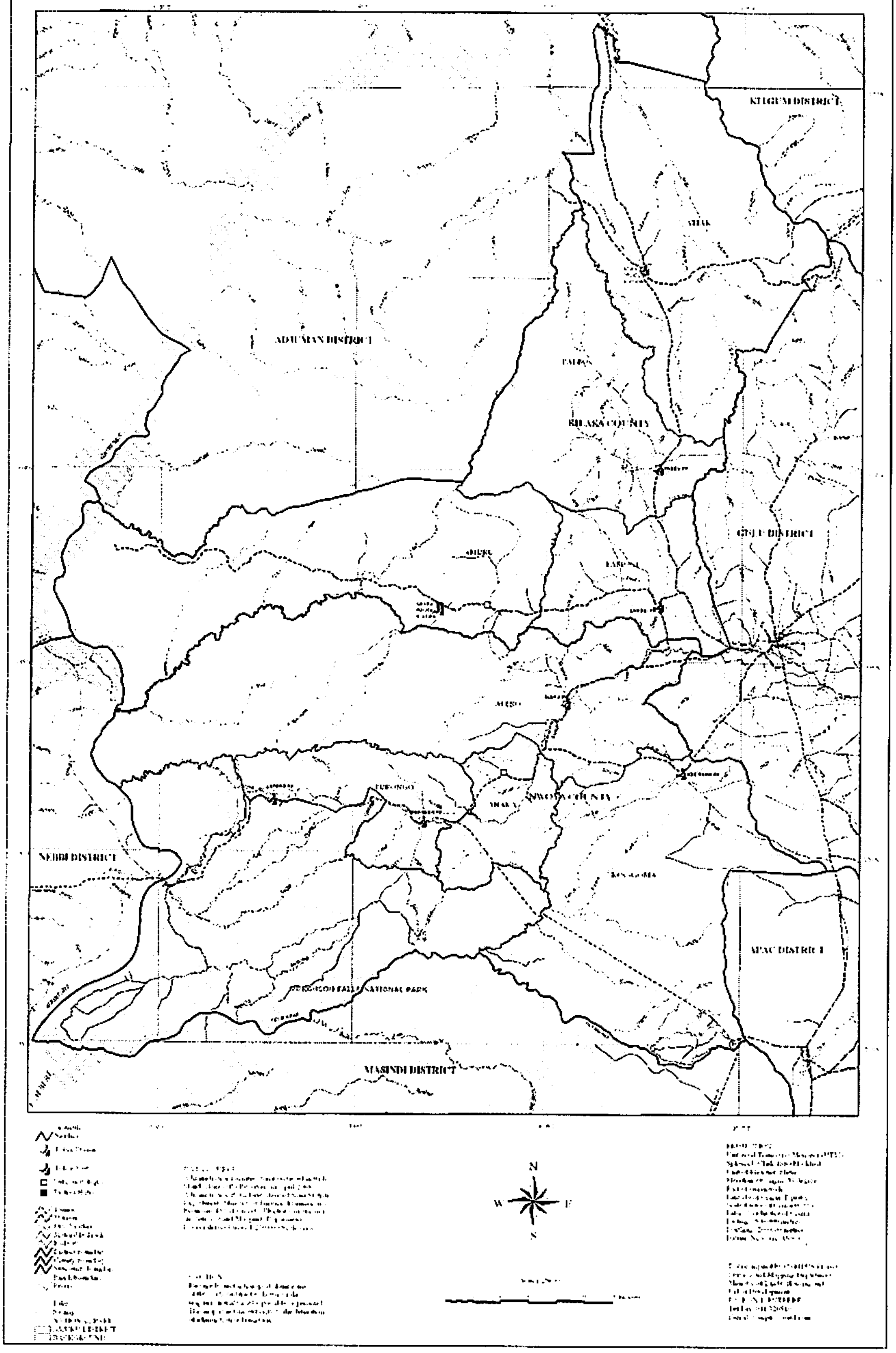

Annex II: Tentative schedule

Month	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
Work in Uganda		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
Work in Japan	━													━	
Report	△			△				△					△		△

第 2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ウガンダ北部地域は 1980 年代における神の抵抗軍（LRA）を始めとした武装勢力により、20 年以上紛争状態におかれてきた。その間、紛争の影響により社会インフラへの投資が停止したため、南部に比べて開発が遅れ、200 万人とも言われる国内避難民（IDP：Internally Displaced Persons）が生じ、地方政府の機能は事実上停止した。2006 年から LRA との和平交渉が開始されたことで、ウガンダ国内における武力衝突は激減し、治安は著しく改善された。それに伴い、ウガンダ北部は緊急・人道支援から復興・開発フェーズへと移行しつつあるが、IDP の帰還・定住促進、コミュニティの活性化、地方政府の行政能力の回復など多くの課題が残されている。

ウガンダ政府は 2007 年 10 月に北部復興開発計画（PRDP：Peace Recovery and Development Plan for Northern Uganda）を策定し、人道支援のみならず復興・開発にかかる支援を援助機関に要請した。2008 年 7 月にはウガンダ政府から我が国に対し、在ウガンダ日本大使館を通じて北部地域の復興支援が要請され、それに基づき、JICA は 2009 年 1～2 月に、ウガンダ北部復興支援開始に向けた協力準備調査を実施した。

その結果、紛争期間中、住民の 9 割以上が IDP キャンプ内での生活を余儀なくされたことから、IDP の帰還・定住及び復興活動のための道路整備に対するニーズは極めて高く、北部地域のいずれの県の開発計画（DDP）でも道路整備は優先課題として位置付けられていること、IDP キャンプ外のインフラ施設は紛争中遺棄・破壊されたため、ほとんど全てがリハビリ、建設を必要としており、IDP の帰還・定住に伴うインフラ施設の整備に関するニーズは膨大であることが確認された。

Acholi（アチョリ）地域では、世銀による支援や、主要道路である Gulu（グル）-Kitgum（キトゥグム）間の橋梁整備が EU にコミットされている等のドナーの動きがあるが、情報が錯綜しており見通しも不透明であることから情報の整理と分析が必要である。そのため、アチョリ地域で幹線道路（国道を念頭）を対象とした道路インベントリー（道路現況、整備計画/ドナーコミットの区間等を含む）の作成、整備計画/ドナー・コミットメントの実現の見通し、維持管理計画等の確認が必要である。

また、ウガンダ国内の県道整備は国庫により実施されており、その予算要求のための各種の道路開発計画は存在する（例：Annual District Road Work Plan）が、現段階ではウィッシュリストに留まっており優先順位が検討されていないこと、リスト化される根拠についての記載が無いこと等の課題が認められる。

以上のような課題を解消し状況を改善するために、ウガンダ政府は「ウガンダ国アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト」の要請書を提出した。

2009 年 4 月に派遣された第二次協力準備調査団は、本格調査実施にあたり必要とされる先方政府の要請、調査範囲、内容等を現地調査及び協議により確認し、2009 年 4 月 24 日に Scope of Work(S/W)、Minutes of Meetings(M/M)の署名交換を行った。本調査は同 S/W に基づき実施するものである。

2. 調査の目的

(1) 調査の目的

アムル県における公共施設/社会サービス(学校、ヘルスポスト、病院、給水施設等)の整備、開発計画を整理する。また、これに基づき、各施設へのアクセシビリティの改善及び地域開発に資する、The Ten-Year District, Urban and Community Access Roads Investment Plan (DUCARIP)の対象期限である 2018 年を目標年次とする道路網整備マスタープランを、パイロットプロジェクトによる事業実施可能性及びその効果の検証を行いつつ策定する。

(2) 受益者

アムル県民の約 26 万人及びその周辺地域(アチョリ地域:グル県、キトゥグム県、Pader(パデール)県)の住民

(3) 責任機関:建設交通省

実施機関:アムル県

協力機関:道路庁(UNRA)、グル県、キトゥグム県、パデール県

3. 調査対象及び活動拠点

アムル県 (市域約 9,824km2、人口約 26 万人)及びその周辺地域(アチョリ地域:グル県、キトゥグム県、パデール県)ならびにカンパラ市

4. 調査の範囲

(1) 本調査は、署名された S/W に基づき実施される開発計画調査型技術協力に関して、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために「5. 調査実施上の留意点」「6. 本調査で求められる成果」「7. 調査内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「8. 成果品」に示す報告書を作成する。

(2) コンサルタントは本調査を通じてカウンターパート機関関係者への技術移転を行う。

5. 調査実施上の留意点

(1) 本調査の対象とする地域毎の調査内容及び関係する機関

カウンターパートはアムル県(県道)、建設交通省(道路行政)、道路庁(アムル県の国道及びアチョリ地域の国道)、首相府(PRDP の調整機関)を想定し、日々の業務を通じた技術移転の対象はアムル県を想定する。

アムル県、アチョリ地域において、県道(それぞれ約 156km、約 696km、全国では約 9,000km)が国道に昇格される見通しである。国道は道路庁の所管であり、本調査の直接的なカウンターパートでは無いが、過去の道路関連予算の低い執行率や道路維持管理実績を踏まえると、国に国道整備及び維持管理にかかる多大な負担(予算、実施体制、業務増大)が新たに加わるため、国道の整備/維持管理/維持管理能力の強化に対する支援の必要性は高い。そのため本調査では、アチョリ地域を対象に交通需要予測、交通のボトルネックの抽出、整備計画の有無及び進捗、優先整備区間の選定を行う。

また、アムル県ではアチョリ地域での道路整備計画を踏まえ、交通パターンの変化予測を考慮に入れ

ながら、公共施設/社会サービス（学校、ヘルスポスト、病院、給水施設等）及び幹線道路等へのアクセシビリティの改善及び地域開発に資する道路網整備マスタープランを策定する。

グル県、キトゥグム県、パデール県はカウンターパートではないが情報入手、情報提供、本調査成果の共有を行う協力機関として位置付ける。

道路区分	カウンターパート	調査対象地域	
		アムル県	アチョリ地域
道路行政全般	建設交通省		
国道	道路庁	○	○ （2 次データの収集が主で無償案件の検討材料として整理）
県道	県	○	○ （延長距離が長いため、主要なものに絞り込む）
コミュニティ道路	LC-3	○	×
パイロット事業	（県を想定）	○	×

(2) 総合的な地域開発に資する道路整備計画の策定

アムル県では 20 年以上にわたる内戦により経済・産業は停滞し、住民は国内避難の生活を強いられた。内戦終了後、避難民による内戦前に居住していたコミュニティへの帰還が続いているが、満足な職や住居も持てず、基礎的なインフラサービスにもアクセスできない状況にある。従って、これら帰還した避難民が農作業、仕事、買物等のための移動や病院・学校等の社会サービスへのアクセスを容易にすることに配慮して調査を行う。

(3) パイロットプロジェクト

1) パイロットプロジェクトの目的、内容、規模、スケジュール

平和の配当を早期に示すこと、河川に橋梁をかけることによる帰還及び定住ならびに開発促進への効果を確認すること、交通が遮断された区間の潜在的な交通需要/喚起される交通需要を予測し、橋梁完成後の実績と比較し案件形成の参考とすること、調達事情を確認すること、関係者へのプロジェクトの計画/管理に係る技術移転を行うこと等を目的として、調査の早い段階でパイロットプロジェクトの準備に着手する。

なお、本件の緊急性に鑑み、2010 年 1 月には工事を開始し、工期は 9 ヶ月以内を想定して橋梁のタイプを選定するとともに、調達及び施工計画を策定する。ただし、現地調査を踏まえ、必要であれば適切に工期を見直すこと、そのために必要な要員配置を変更することを認める。

パイロットプロジェクトの内容及び規模は以下を想定する。

	場所/現況	想定される規模	備考
①橋梁の新設	【場所】Lulyango（ルリャンゴ）～Amuru（アムル）の国道で Aswa（アスワ）川を渡河する地点（2009 年 4 月の準備調査報告書参照） 【現況】橋梁なし	橋長：約 40m 幅員：1 車線を想定 高さ：約 5m	・ 瑕疵保証期間は 1 年間を想定
②既存橋梁のリハビリあるいは新設（橋梁の耐久性が十分でないと判断される場合）	【場所】Wii-Anaka（ウィーアナカ）～アムルの国道でアスワ川を渡河する地点 【現況】既存橋梁有り（2009 年 4 月の準備調査報告書参照）	橋長：約 40m 幅員：1 車線を想定 高さ：約 6m	・ 瑕疵保証期間は 1 年間を想定

2) 関係者の役割分担

パイロットプロジェクトは機構が直接建設業者と契約して行う。受注者は入札図書の作成、入札支援、契約支援、施工監理、竣工確認、完工までの一連の業務において、機構を支援する。

3) パイロットプロジェクトに関わる費用の扱い

パイロットプロジェクトの工事費はプロポーザルの見積りには含まないが、本パイロットプロジェクト期間を通じ、上記「2)」の業務を担当する「パイロットプロジェクト計画/管理」団員の配置を行う。

4) パイロットプロジェクト施設完工後のモニタリング

最終報告書の提出後、パイロットプロジェクト施設完工後のモニタリング期間として、第二年次の調査期間を約 1 年間計画する。その間、何らかの対応が必要になった場合には現地に調査団員を派遣することを想定し、1ヶ月の要員配置をあらかじめ計画すること。また、派遣が必要と判断され、実際に現地でモニタリング調査を行った場合、モニタリング結果報告書の提出を求めることになるが、同報告書の内容については、第二年次の契約の段階で別途定めることとし、今回のプロポーザルには費用を含めないこととする。

① 格付は、3 号の技術士あるいはシビルコンサルタントマネージャー（RCCM: Registered Civil Engineering Manager）の資格保有者とする
② 業務主任者（及びその他の業務従事者）以外とする
③ 評価対象団員とはしない
④ 要員の配置は企業の責任で配置すること

(4) 帰還の流れから取り残される弱者が裨益する枠組み

本調査、パイロットプロジェクトの実施方法、内容等で、内戦中に親族をなくした身寄りのない人（寡婦、孤児等含む）、高齢者、元兵士等が裨益するよう考慮する。

(5) 雨季への配慮

アムル県は標高 1,000～1,200m の比較的平坦な地形条件にあり、年間の平均降雨量は1,500mmだが、降雨量が集中する雨季（3-5月、10-11月）にはナイル川に流入する多くの中小規模河川が氾濫し、交通が遮断され、孤立する地域が存在する。また、地質は sandy soil が主体であるため雨季に侵食されやすい。パイロットプロジェクトの計画に際しては、この雨季の影響を考慮して工程を検討すること。

(6) 地雷・不発弾の確認

ウガンダ北部地域は、キトゥグム県のスーダン国境沿いに地雷が、他の県においては不発弾（手榴弾のような小型のものが大半）が埋まっていることが確認されている。地雷・不発弾の撤去はUMAC（ウガンダ地雷対策センター）が行っており、アムル県の事務所は Pabbo（パボ）に設置されている。既に車輌や人の往来がある道路や地域は問題ないが、本格調査においてコミュニティに入り込んで調査をする際、必ずコミュニティから聞き取りをすると共に、UMAC 事務所にて対象地域の不発弾の埋没・撤去状況について確認すること。

(7) 地図情報

地図情報は、建設交通省道路橋梁局のエンジニヤ、首相府下の北部データベースセンター、UNOCHA 等から得られる道路、公共施設/社会サービス/マーケット等を含む 2 次データ、本体調査で収集される道路インベントリー情報）を取りまとめて整備することを想定する。ベースマップについてはUNOCHA から無償提供される予定である。

(8) 道路維持管理

ウガンダの県道の維持管理にかかる政策は、民間セクターへのコントラクトアウトで実施する方針を保持していたが、パフォーマンスが思わしくないことから、大統領により、直営方式に転換する方針が打ち出された。しかし、この方針転換に対しては、必ずしも関係者の支持を得ているものではなく、国/県の実施体制も整っていない。そのため、道路維持管理にかかる政府の今後の方針については見極める必要がある。

本調査では、コントラクトアウト/直営あるいはその中間の最適な官民の役割分担について、各県のおかれている地域特性（民間セクターが参入しやすい地域かどうか等）を考慮して検討することが望ましいとのスタンスに立ち、過去の低パフォーマンスの原因について分析し、適切な方向性を検討する。

(9)「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」との連携

本調査と同時期に機構により行われる予定の「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」と実施上の不具合が生じないよう、連携を密にして調査を進め

る。

(10) 執務環境

a. オフィス

当面、機構のグル・フィールドオフィスで執務を行うことを想定する。賃料は無料であるが、インターネット、水、電気等の使用量で 100,000 円/月見込んで積算すること。

なお、パイロットプロジェクトの実施現場であるウィーアナカ及びルリャンゴはグルから車で片道 1 時間半～2 時間かかることから、調査の早い段階でプロジェクトサイト周辺に仮設のオフィス及び宿舎を建設することを想定する。これらの費用は、現地で精査して契約変更で対応することを想定するが、プロポーザルでは、仮設オフィス及び宿舎に滞在することが必要な団員を理由とともに提示し、それに基づいた規模(例:団員 4 名、コンテナハウス 2 棟等)で仮設オフィス及び宿舎のセットアップならびにその後の運営費を概算で積算し、別見積りで提出すること。

b. 車輌/ドライバー

グルにはレンタカーがないので、機構が所有する車輌(4WD4 台、ウガンダ国内の保険に加入)を使用することを想定する。車輌の保険は機構が加入するが、ドライバーは受注者が雇用するとともに燃料代は受注者が負担すること。ドライバーは一人あたり 50,000 円/月(保険及び諸経費込)、燃料費は 1 台あたり、150,000 円/月を想定して積算すること。

ただし、機構からの車輌の提供は 8 月の後半～9 月の前半になることが予想されるため、調査着手後 1 ヶ月はカンパラのレンタカーを利用することを想定する。

(11) 関係者への日当、謝金の支払い

現地調査において、関係者(カウンターパート、本調査に関係する人夫、パイロットプロジェクトのワーカー等を含む)への日当及び謝金の支払いにあたっては他ドナー及びウガンダ政府の単価と大きく異ならないよう配慮する。

(12) 事業管理の配置

カンパラ⇔グル間及びグル⇔調査対象地域の調整、パイロットプロジェクトの準備、実施中の調整等を行いつつ、調査工程の管理を行う「事業管理」団員の配置を認める。要件は以下の通りとする。

① 格付は、5 号または 6 号とする
② 直接費のみ支給(間接費の対象外とする)
③ 要員の配置は企業の責任で配置すること
④ 評価対象団員とはしない
⑤ 国内作業への配置は認めない

なお、必ずしも全期間を 1 人の要員で担当する必要はなく、複数名で期間を分けて担当することも可とする。配置期間については、調査の全期間を上限として、コンサルタントからの提案によるものとする。価格評価の対象とはしないことから経費に関しては別見積りとする。

(13) 照査技術者「設計照査」の配置

パイロットプロジェクトの準備で作成される入札図書の照査を行う「設計照査」団員（国内作業のみ）を配置する。要件は以下の通りとする。

⑤ 格付は、2 号または 3 号の技術士あるいはシビルコンサルタントマネージャー（RCCM: Registered Civil Engineering Manager）の資格保有者とする

⑥ 業務主任者（及びその他の業務従事者）以外とする

⑦ 評価対象団員とはしない

なお、配置期間、照査の実施手法を含む照査計画についてはプロポーザルで提案する。

契約後は機構との協議を踏まえて照査計画を業務計画書に記載するとともに、入札図書に係る照査業務が完了するに伴い、照査結果を照査報告書に取りまとめ、機構に提出する。

6. 本調査で求められる成果

＜アムル県＞

1) アムル県内の公共施設/社会サービス/マーケット（学校、ヘルスポスト、病院、井戸等）の現況が取りまとめられ、GIS で整理される。
2) アムル県内の道路網の現状が把握される。
3) アムル県内の国道、県道、主要なコミュニティ道路を対象とする道路網整備マスタープランが策定される。
4) アムル県の道路維持管理計画が策定される。
5) パイロットプロジェクトにより優先度の高い道路/橋梁が補修・整備される。

＜アチョリ地域＞

1) アチョリ地域内の国道、主要な県道を対象とする道路情報（インベントリー、整備計画、整備優先度）が整備される。
2) 緊急プロジェクトの計画が策定される。
3) 既存の GIS 情報及び道路情報が GIS で整理される。
4) 他の県政府にアムル県での活動の成果が共有される。

7. 調査の内容

【第一年次】

7-1. 既存関連計画/情報資料の収集、分析、評価、調査実施計画の策定

日本国内で入手可能な以下の事項を含む資料・情報を整理し、調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、調査実施計画及び着手報告書を作成し、内容に関し機構の承認を得る。

- 政情、治安情勢
- 国家レベルの開発計画等
- 各ドナーの援助動向
- 社会経済条件

7-2. 現地の調査の方針及び内容の確認

(1) 相手国関係者との協議

本調査内容をウガンダ政府ならびに関係機関で共有、議論することを目的とした調査の実施体制の確認、カウンターパートの確認を行うとともに、前項で策定した調査実施計画について協議をし、了解を得たうえで現地調査を開始する。

(2) 対象地域の現況分析

以下を含む情報及びデータを収集・分析・評価する。

a. ウガンダ政府の運輸・交通部門における国家戦略・政策、上位計画に関係する情報を収集する。

b. ウガンダ政府、他ドナー等の実施あるいは計画中の道路事業に関連する情報を収集する。

c. 当該分野における他ドナーの援助動向を調査する。

d. 社会経済条件に係る各種情報及び統計を確認する。

(3) 調査対象地域の現況踏査

以下の調査項目を含む現況踏査を行い、調査対象地域における道路及び道路/交通施設の状況、関連する施設の状況、道路の維持管理状況、実施中あるいは計画中のウガンダ政府の道路事業の状況、土地利用状況、自然条件、排水、環境等を把握する。

現況調査において、交通調査、地質調査等の調査範囲、調査地点、調査項目を現地で改めて確認する。

a. 道路網/道路及び交通の状況

b. 道路/交通施設及び道路排水の状況

c. 自然条件及び土地利用状況

d. 地形概況

e. 河川概況（雨季/乾季の状況等）

7-3. パイロットプロジェクトによる橋梁整備/リハビリ、道路のスポット改善の計画及び実施支援

平和の配当を早期に示すこと、河川に橋梁をかけることによる帰還及び定住ならびに開発促進への効果を確認すること、交通が遮断された区間の潜在的な交通需要/喚起される交通需要を予測し、橋梁完成後の実績と比較し案件形成の参考とすること、調達事情を確認すること、関係者へのプロジェクトの計画/管理に係る技術移転を行うこと等を目的として、①ルリャンゴ～アムルの国道でアスワ川を渡河する地点、②ウィーアナカ～アムルの国道でアスワ川を渡河する地点において、①橋梁の新設、②既存橋梁のリハビリあるいは新設（橋梁の耐久性が十分でないと判断される場合）を行う。

パイロットプロジェクトは機構が直接建設業者と契約することとし、受注者はエンジニヤとして機構を支援するとともに施工監理を行う。必要に応じ、機構ウガンダ事務所と相談しつつ現場あるいはその近辺に事務所及び宿泊所を設置する。本調査項目に係る計画及び実施は以下の手順により行うことを想定する。

a. 現況評価

b. 効果測定のためのベースライン調査
c. パイロットプロジェクトに係る詳細調査（自然条件調査等）
d. パイロットプロジェクトの計画策定、入札準備（積算/入札図書作成）
e パイロットプロジェクトの入札、契約
f. パイロットプロジェクトの実施支援、施工監理
g. パイロットプロジェクトの評価

7-4. アチョリ地域内の道路の状況調査

以下を含む項目の調査を行う。

a. 道路、橋梁のインベントリー調査
b. 整備/維持管理計画
c. 交通量の調査

アチョリ地域における主要な国道ネットワークにおける概略の交通量を把握するために簡易な交通調査を実施する。本交通量調査の詳細は「別紙 1」を想定し、現地再委託による実施を可能とする。調査結果は本調査で実施する交通需要予測の元データになるとともに、無償資金協力を念頭に置いた緊急プロジェクトの案件形成の参考とする。

7-5. 進捗報告書の作成及び協議

現地調査における調査進捗（「7-3.」については a～e までを想定）を進捗報告書としてとりまとめ、機構の内容承認の後、ウガンダ側に説明・協議を行う。

7-6. 緊急プロジェクトの計画策定

アチョリ地域における国道あるいは国道上の橋梁について緊急に改修を要する区間を選定し、無償資金協力を前提とした緊急プロジェクトの案件形成及び計画ならびに積算を行う。作業手順は以下を想定する。

(1) 緊急プロジェクトの選定

計画中/進行中のプロジェクト、道路現況調査及び交通量調査に基づく必要性、緊急性、妥当性の評価に基づき緊急プロジェクトを選定する。選定は現地 ODA タスク、ウガンダ政府側と共同で行う。

(2) 自然条件調査の実施

以下の自然条件調査を行う。なお、以下の調査項目 1）及び 2)については現地再委託を可能とする。

1) 路線測量（詳細は「別紙 2」）
2) 地質調査（詳細は「別紙 3」）

・ボーリング調査

対象：新設が必要な橋梁

・CBR 試験

対象：既存道路

3) 気象

降雨・気温・地震などに関するデータの収集・分析

4) 水文

既往の洪水・高水位に関するデータの収集・分析

(3)建設事情、調達事情

本件は無償資金協力（平和構築無償を念頭に置く）による実施を想定する。そのため、同スキームに合った調達方針を現地での建設及び調達事情調査を踏まえ検討する。

(4) 実施機関の維持管理能力

ウガンダ側関係機関の維持管理能力を現地にて調査し、同調査結果を踏まえて維持管理に無理のない適正技術、現地で入手が容易な建設資材等を採用し、計画、設計する。

(5) 工程

調査期間中に、機構を通じ我が国外務省と閣議のスケジュールを相談しつつ、無償資金協力による実施を想定した工程を検討する。

(6) 概略計画及び概略設計

対象施設の概略計画及び概略設計を行う。

(7) 施工計画

施工方針、施工上の留意点、施工計画、資材調達計画、ウガンダ政府負担事業、施工監理計画を検討する。

(8) 概略事業費の積算

概略の事業費、施工監理費、運営維持管理費を積算する。

(9) プロジェクトの妥当性の検証

プロジェクトの効果、妥当性、課題、提言を検討する。

(10) 緊急プロジェクトの報告書作成

「7-6. 」の作業を中間報告書の分冊として取りまとめる。

7-7. アムル県の現況調査

(1) 地域開発のポテンシャル調査

a. 現況調査（人口、主要コミュニティ、産業等）

b. SWOT 分析

①機会を活かし、②脅威を緩和しつつ、③地域の強みを活かし、④弱みを最小化する開発のあり方、それに貢献する道路整備のあり方の検討を行う。

(2) 公.共施設/社会サービス/マーケット（学校、ヘルスポスト、病院、井戸等）の現況の把握

(3) 自然条件、土地利用状況の把握

(4) 道路網調査/道路現況調査

(5) 道路維持管理能力にかかるキャパシティ調査（キャパシティ・ギャップ・アセスメントの実施）

アムル県における国道（道路庁）/県道（建設交通省、アムル県）の維持管理に係るキャパシティ・ディベロップメントの検討及び計画の策定を行う。

a. アムル県、建設交通省、道路庁の道路整備及び維持管理におけるそれぞれの役割、関係する

法制度、財源、道路維持管理技術能力、財務状況、制度上の監理権限、現在計画中及び進行中の業務、実施体制、人員を確認する。また、民間部門のキャパシティも調査する。

b. 道路維持管理を取り巻く課題を内部、外部の聞き取り調査等により抽出する。特に、DANIDA は建設交通省に対するキャパシティ・ディベロップメントを継続的に行っていることから、今までの取り組み状況、課題、今後の活動予定等を聞き参考とする。

c. 以上を踏まえ、アムル県、建設交通省のキャパシティ・ディベロップメント計画及びその実施計画を策定する。道路庁に関しては、アムル県における調査結果を踏まえ、全国レベルのキャパシティ・ディベロップメントの方向性を検討する。

7-8. 上記「7-4」、「7-7」及び既存の地図情報及び道路情報を集約した GIS 整備

(1) GIS ベースデータの入手

UNOCHA から GIS ベースマップを入手する。

(2) GIS 整備

建設交通省道路橋梁局のエンジニヤ、首相府下の北部データベースセンター、UNOCHA 等から得られる道路、公共施設/社会サービス/マーケット等を含む 2 次データ、本調査で収集される道路インベントリー情報)を取りまとめて整備する。

7-9. The Ten-Year District, Urban and Community Access Roads Investment Plan (DUCARIP)の対象期限である 2018 年を目標年次とする社会経済フレームワークの検討

(1) アチョリ地域、アムル県における社会経済フレームワークを設定する。

a. 人口、経済、雇用、貧困度、収入、就学者数、生活環境等

b. 土地利用計画

(2) アチョリ地域における交通需要予測の実施

交通量調査結果、既存交通データ及び設定した社会・経済フレームワークに基づいて調査対象道路の将来交通需要を必要に応じ複数のシナリオに沿って予測する。

7-10. アムル県内の道路網整備マスタープランの策定

以下の項目を含む交通網整備マスタープランの策定を行う。

(1) 道路網整備計画

(2) 優先プロジェクトの計画策定

マスタープランの中において、優先すべき道路区間/橋梁を選定するための客観的な基準(クライテリア)を設定し、各道路区間を評価する。クライテリアは以下を含むものとするが、ウガンダ政府側と共同で設定及び検討する。

- 必要性
- 緊急性
- 交通量
- 影響する地域への社会/経済的影響(学校、病院、クリニック、市場へのアクセス、生産物の運搬等)

a. 優先プロジェクトの選定、概略計画
b. 優先プロジェクトの対象候補のリストアップ
c. 優先プロジェクトのプロジェクトプロファイル（案件概要）の作成
d. 優先プロジェクトの概算事業費の積算
概略設計、施工計画、維持管理計画に基づき、事業費用を算出する。特に積算の際には建設資機材の単価及び調達先、技術者の供給実態、工期等を勘案しつつ、適正な建設費を積算（内貨、外貨に区分）する。必要な場合、用地収得や住民移転に必要な費用も算出する。
e. 経済分析
優先事業の実施による経済便益を算定し、経済分析を行う。
f. 事業実施計画の策定
優先プロジェクトについて、事業化の方法、事業主体、財源、実施のスケジュール等を含む事業実施計画を検討する。

(3) 環境社会配慮の実施
マスタープラン、優先プロジェクトに対し、環境調査・自然条件調査等をもとに、環境に与える影響に関する環境社会配慮調査（IEE レベル）を実施する。実施に際しては、ウガンダ国の環境関連法規制、行政手続き、過去の事例等を十分踏まえて上で、JICA 環境社会配慮ガイドラインを説明し、ウガンダ政府の了承の下に、同ガイドラインに基づいて行うこととする。

(4) 概算事業費の積算

(5) アムル県の道路維持管理計画の策定
提案される各種交通施設及び道路の維持管理計画を策定する。その際、維持管理主体のキャパシティを考慮する。

7-11. 中間報告書の作成及び協議
ここまでの調査結果をまとめた中間報告書を作成し、機構の内容承認の後、ウガンダ側に説明・協議を行う。

7-12. 技術移転の実施
以下を含む技術移転を計画し、アムル県及びアチョリ地域の他県関係者に対し実施する。
a. 交通需要予測、道路網整備計画、道路維持管理計画作成に係る技術
b. 整備した GIS に係る技術

7-13. パイロットプロジェクトの評価
「7-3.」で設定されたパイロットプロジェクトの成果指標に基づき、パイロットプロジェクトの評価を行う。

7-14. 提言、取りまとめ
本調査の全体的な結果、提案された計画を実施する上での留意事項、調査を通じて得られた知見等を含む結論及び提言を取りまとめる。

7-15. 最終報告書案の作成及び協議

最終報告書案を作成し、ウガンダ政府関係者に説明、協議する。

7-16. 最終報告書の作成

最終報告書案の説明及び協議結果ならびにその後のウガンダ政府から送られるコメントを踏まえ、最終報告書を作成し、2ヶ月以内に機構に提出する。

【第二年次】

7-17. パイロットプロジェクトで建設した施設のモニタリング

最終報告書提出後、1 年間をモニタリング期間として設定し、必要に応じ、現地調査を行い、施設の状態について、モニタリング、診断、評価を行う。本対応の要否は、機構と良く相談をして確認する。現地調査を行った場合は、モニタリング調査結果報告書を作成し機構に提出する(報告書作成に関しては、今回の見積りには含まない。)。

8. 成果品

次の成果品を作成し機構に提出する。また、報告書をウガンダ政府側に提出し説明・協議を行う。なお、各ステージにおいてウガンダ政府側へ報告書の提出及び説明する前に、国内では機構及び関係者とレポート内容について検討・協議し、内容など修正が生じた場合は速やかに修正したうえ、ウガンダ政府側へ提出及び説明を行うものとする。

(1) 調査報告書

1) 着手報告書(IC/R)

記載事項:調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、スケジュール

提出時期:調査開始後 1ヶ月以内

部　数:英文 30 部

2) 進捗報告書(PR/R)

記載事項:ここまでの調査結果

提出時期:調査開始 4ヶ月後を目処

部　数:英文 30 部

3) 中間報告書(IT/R)

記載事項:ここまでの調査結果

提出時期:調査開始 8ヶ月後を目処

部　数:英文 30 部

4) 最終報告書案(DF/R)

記載事項:調査結果の全体成果等
提出時期:調査開始後 13 ヶ月を目処
部　数:英文 30 部

5) 最終報告書(F/R)
記載事項:調査結果の全体成果等
提出時期:調査開始後 15 ヶ月を目処
部　数:英文 50 部/要約 50 部
和文要約 10 部
電子データ版:4 セット 7. 4)で示す仕様で PDF 化し、CD-ROM にインストールしたもの。
各レポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの成果品については各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含めること。
また、各レポートのウガンダ政府への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成し機構に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(2) 収集資料
本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後機構に提出する。

(3) その他の提出物
1) 議事録等
先方政府との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3 日程度のうちに機構に提出すること。JICA ウガンダ事務所におけるミーティングについても、同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日までに配付資料(各レポートの和文要約含む)を機構に提出すること。
2) 調査業務報告書
機構の規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに機構に提出する。
3) 先方政府への提出書類
先方政府への提出文書は、その写しを機構(現地調査の場合はJICAウガンダ事務所も含む)に速やかに提出する。
4) 調査資機材等取得明細表
別途定める様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に機構に提出する。
5) その他
上記の提出物のほかに、機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

1) 各種報告書及び調査実施報告書についての作成仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。また、資料編の打ち出しが大部になる場合は電子データの提出のみとして差し支えない。

2) 最終報告書の印刷仕様の大略は、後述のとおりとする。なお、仕様の詳細は機構の指示に従うものとする。

(5) 各種報告書作成に当たっては、次の点に留意すること。

1) 各種報告書においては、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等外国語分についてもネイティブスピーカー等により十分なチェックを行い、読みやすいものとすること。
2) 各種報告書のウガンダ政府への説明・協議に際しては、事前に報告書(案)を機構に提出し、承諾を得ること。
3) 各種報告書表紙の裏面には、調査時に用いた適用年月日を記載すること。略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
4) 各種報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
5) 各種報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うこと。

（印刷仕様）

<table>
<tr><th></th><th colspan="7">和文版仕様</th><th colspan="3">外国語版仕様</th></tr>
<tr><td>表紙</td><td colspan="10">レザック66　4／6版（175又は210kg）
クルミ表紙</td></tr>
<tr><td>本文</td><td colspan="10">報告書等に使用する用紙は下記の条件を満たし、グリーン購入法に適合すること。
（1）古紙配合率70%以上
（2）非塗工印刷用紙については、白色度70%以下であること
（3）塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30g/m^{2}以下であること
（4）再生利用しにくい加工が施されていないこと</td></tr>
<tr><td>中扉（中間紙）</td><td colspan="10">基本は本文に同じ。厚口。色紙。</td></tr>
<tr><td>書体</td><td colspan="10">
<table>
<tr><th></th><th>書体</th><th>大きさ</th><th>書式設定等</th><th>書体</th><th>大きさ</th><th>書式設定等</th></tr>
<tr><td>表紙題名</td><td>太MSｺﾞｼｯｸ体</td><td>26pt</td><td>別添２参照</td><td>指定なし</td><td>24pt</td><td>別添参照</td></tr>
<tr><td>表紙組織名等</td><td>太MSｺﾞｼｯｸ体</td><td>18pt</td><td></td><td>指定なし</td><td>18pt</td><td></td></tr>
<tr><td>背表紙</td><td>表紙と同様</td><td>14pt</td><td></td><td>指定なし</td><td>14pt</td><td></td></tr>
<tr><td>本文</td><td>MS明朝</td><td>10.5pt</td><td>MS Word 行数のみ指定：40行</td><td>Times New Roman</td><td>11pt</td><td>MS Word 標準文字数設定</td></tr>
<tr><td>大見出し※</td><td>指定なし</td><td>14pt</td><td>一行取り</td><td>指定なし</td><td>14pt</td><td>一行取り</td></tr>
<tr><td>小見出し</td><td>指定なし</td><td>10.5pt</td><td>一行取り</td><td>指定なし</td><td>11pt</td><td>一行取り</td></tr>
<tr><td>図表ﾀｲﾄﾙ、写真説明と備考</td><td>指定なし</td><td>10.5pt</td><td>ﾀｲﾄﾙの位置は図：下　表：上
説明文の文字サイズについては指定なし</td><td>指定なし</td><td>11pt</td><td>ﾀｲﾄﾙの位置は図：下　表：上
説明文の文字サイズについては指定なし</td></tr>
</table>
※「序文」「目次」などの二文字に関しては、中全角5文字空け
「総目次」などの三文字に関しては、中各全角1文字空け
「書式設定」はMS Wordの設定に基づく
</td></tr>
<tr><td>版面</td><td colspan="10">ヨコ165mm×240mm</td></tr>
<tr><td>サイズ</td><td colspan="10">A4版</td></tr>
<tr><td>製本</td><td colspan="7">くるみ綴じ　オフセット</td><td colspan="3">くるみ綴じ、あるいはビス止め　オフセット</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="10">JICAロゴ、法人名を記載の場合はJICA-CIﾏﾆｭｱﾙを参照</td></tr>
</table>

（ファイナル・レポートの電子化仕様）

データ形式	PDF（Portable Document Format）形式
PDF 変換仕様	（1）PDF テキストデータは必ずコードデータから変換する。 （報告書原稿が FD（フロッピーディスク）等コードで提供されているにも関わらず一旦印刷物を作成しそこから画像（イメージ）として処理したものは不良品として返品する） （2）ただし、上記（1）にも関わらず報告書原稿が写真、地図、絵模様、署名入文書等コードデータ以外のデータである場合には、画像（イメージ）として PDF 化して差し支えない。 ＊画像読み込みの解像度は 200dpi、モノクロ 2 値を標準とする。 ＊モノクロ 2 値で識別が困難な写真、グラフ等についてはグレースケールを適用する。更に識別が困難な場合には、カラーで PDF 変換する。 （3）サイズは原稿サイズの原寸を適用する。 （4）データのボリュームサイズは最大で 10.0Mbyte とし、1 データが 10.0Mbyte を越える場合には必ず目次の項目単位に分割調整する。（分割処理していないものは返品とする）
編集	（1）PDF データはしおり（インデックス）つきデータとする。 しおりは報告書の目次（大中小の 3 階層）で定義し、リンクはページ単位で設定する。 （2）PDF 変換による文字化けはフォントの置き換え等により解決する。 （3）レイアウトは印刷物に準じるものとする。
納品媒体	Macintosh 及び Windows にて読み出し可能なハイブリッド CD-R にフォーマット化すること。CD-R の書き込みフォーマットは、Macintosh 側は HFS フォーマット、Windows 側は ISO9660「レベル 2」のハイブリッドフォーマットとする。
記録方法	（1）ボリュームラベル（調達番号/コース番号/報告書番号/報告書名） PDF　PDF データ LIST　印刷物、データ対応確認リスト DATA　報告書本文作成データ OBJ　オブジェクトデータ（部品）データ

第 3 調査実施上の条件

1. 調査の工程

本件調査に係る調査実施工程計画の概要は次によるものとする。2009 年 8 月に開始し、2011 年 12 月の終了を目処とする。調査工程、各報告書作成の目処は以下の通りである。

調査実施スケジュール（案）

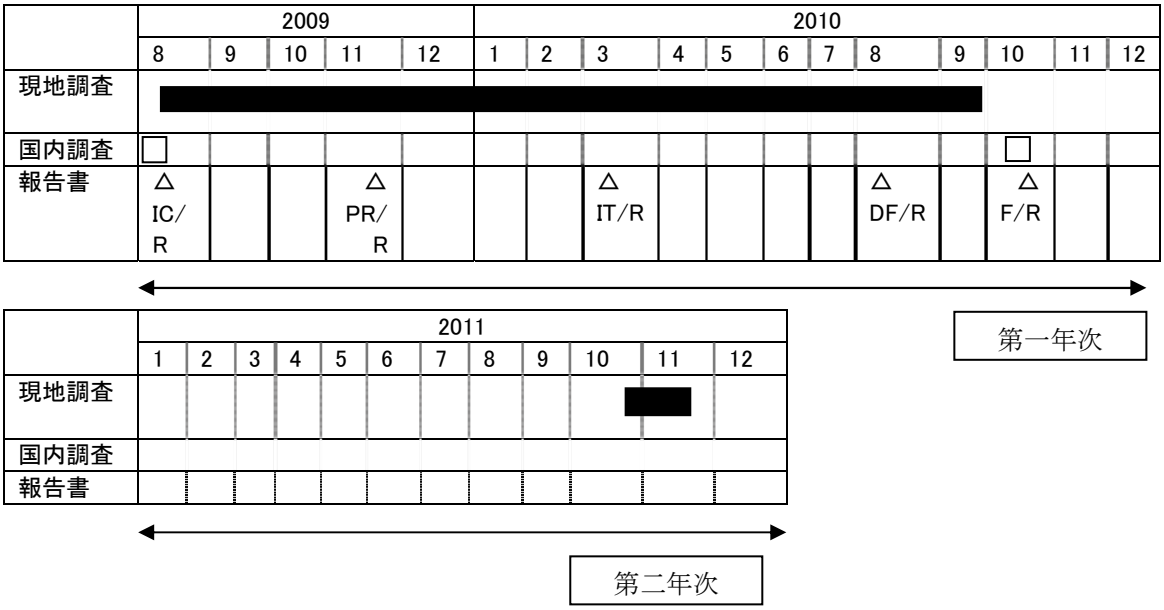

IC/R:着手報告書

PR/R:進捗報告書

IT/R:中間報告書

DF/R:最終報告書案

F/R:最終報告書

2. 業務の目途

(1) 業務量の目途

総計:約 66M/M（事業管理を含まない業務量）

(2) 調査分野

本調査には、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。

a. 総括/道路計画
b. 地域開発計画
c. 交通需要予測
d. 道路設計/道路附帯施設設計
e. 橋梁設計
f. 道路維持管理
g. 施工計画/積算
h. パイロットプロジェクト計画/管理
i. GIS
j. 環境社会配慮
k. 事業管理
l. 設計照査（国内作業のみ）

なお、調査量の目処で示された M/M を越えない範囲で、上記以外の担当分野等があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、上記に加えて業務調整団員の配置を認める。業務調整団員の配置は1契約あたり4渡航／60日60泊を限度とし、経費は直接経費のみとする。（業務調整団員には直接人件費および間接費を支給しない。）

3. 現地再委託

以下の調査項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に現地再委託して実施することができる。

a. 交通量調査

b. 地形測量

c. 地質調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. ウガンダ政府の便宜供与

カウンターパートの配置

5. 配布資料

①第一次準備調査報告書　2009 年 4 月

②第二次準備調査報告書案　2009 年 6 月

③各準備調査での収集資料

④その他

6. 調査用資機材の調達

コンサルタントは、調査遂行上必要な機材があればプロポーザル中で提案すること。

7. その他

(1) 調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式により報告するものとする。

また、資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

調査用資機材については、コンサルタントが管理を行い、調査終了時に機構と協議し、先方実施

機関に引き渡すものと JICA ウガンダ事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

(2) 機材管理上の留意点

調査用資機材については機構 に所有権があることから、所定の様式に台帳記入し、機構に提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、機構 ホームページ調達情報(お知らせ)を参照(「業務実施契約案件及び PROTECO 案件に機材の調達を含む場合の対応について」)
(http://www.jica.go.jp/announce/new_info/HP01-01.html)。

また、「受託団体向け機材調達ガイドライン」に則った調達を行い、調達した機材については契約締結後に契約書(写し)を添付のうえ、選定経緯、入札結果について機構に報告すること。

(3) 国内支援委員会

本件調査に係る国内支援委員会は設置しない。

(4) 安全配慮事項

調査対象地域は治安上不安定な地域であり、入念な対策が必要である。ウガンダにおける調査実施に関し、在ウガンダ国日本大使館、JICA ウガンダ事務所と連絡を密に行うこと。また、具体的な対策として、以下を含む措置を講じること。

1) 衛星電話を購入し、活動グループ毎に所持する。
2) グルへの人員の出入りについては、定期的(週 1 回)に機構まで報告すること。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

3) 戦争特約保険への加入を認める。

(5) 複数年契約

本業務は、第一年次、第二年次ともに、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

別紙1

交通調査

必要と思われる交通調査の概略を示す。具体的な調査箇所及び方法ならびに必要なデータを得るために既存データの活用、分析方法の改善等により、更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。

(1) 交通調査

以下の 1)～3)を含む調査を行う。調査箇所はそれぞれ以下を想定する。

箇所＼調査種類	路測交通量調査	交差点方向別交通量調査	路測 OD 調査
Amuru 県	7(スーダン国境含)	6	7(スーダン国境含)
Gulu 県	4	3	4
Kitgum 県	4	2	4
Pader 県	7	5	7
Apac 県	3	1	3
Oyam 県	0	1	0
合計	25	17	25

1) 路測交通量調査

調査時間: 8 時間あるいは 12 時間(現場の治安状況による)〔連続 2 日〕

車種分類: 歩行者・自転車・バイク・セダン・ピックアップ・バス・トラック・トレーラ

調査内容: 方向別車種別に、交通量カウントと乗車人員カウント(サンプル)

2) 交差点方向別交通量調査

調査時間: 朝・夕のピーク時間帯〔各 3 時間〕 (連続 2 日)

車種分類: 歩行者・自転車・バイク・セダン・ピックアップ・バス・トラック・トレーラ

調査内容: 流入流出方向別車種別の交通量カウント、信号現示そして交差点形状

3) 路測 OD 調査

調査時間: 8 時間あるいは 12 時間(現場の治安状況による)〔連続2日〕

車種分類: 歩行者・自転車・バイク・セダン・ピックアップ・バス・トラック・トレーラ

調査内容: 方向別車種別の OD インタビュー〔サンプル〕

(2) 主要輸送事業者調査

調査対象:輸送業者

調査方法:ヒアリング調査

調査内容:輸送量、輸送コスト、輸送ルート等

以上

別紙2

路線測量

必要と思われる路線測量の概略を示す。具体的な調査箇所及び方法ならびに必要なデータを得るために既存データの活用、分析方法の改善等により、更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。

(1) 調査箇所

緊急プロジェクトの対象として想定される道路(延長約 150km を想定、複数区間可)

(2) 調査項目

1) 中心線測量:中心杭間隔 5km

2) 縦断測量:標準測定間隔 5km

3) 横断測量: 標準測定間隔 5km、道路中心より左右 60m を測量範囲の目安とする。

4) 作工物調査:既設道路施設の位置・高さ・大きさを測量する。

(成果品)

1) 縦断図(縮尺:縦 1/200～500、横 1/1000～2500)

2) 横断図(縮尺:縦 1/200、中心より左右 50m)

3) 作工図(縮尺:1/50～100)

以上

別紙3

地質調査

必要と思われる地質調査の概略を示す。具体的な調査箇所及び方法ならびに必要なデータを得るために既存データの活用、分析方法の改善等により、更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。

調査内容及び調査箇所

(1) ボーリング調査

調査内容:標準貫入試験(N 値と地層)20m/箇所(標準貫入試験及び室内試験:物理試験、一軸圧縮試験等)

調査箇所:

1) パイロットプロジェクトの橋梁の場所(2 橋、計 4 本を想定)

2) 緊急プロジェクトの道路上の橋梁(2 橋、計 4 本を想定)

(2) 路床及び路盤試験

調査内容:CBR 試験(10 箇所)、路盤材試験(15 箇所)

調査箇所:緊急プロジェクトの道路区間(約 150km)を想定し提案すること。ただし、正式には調査結果を踏まえて調査中で決定する。

以上

第 2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ウガンダ北部地域は 1980 年代における「神の抵抗軍（LRA）」を始めとした武装勢力により、20 年以上紛争状態におかれてきた。その間、紛争の影響により社会インフラへの投資が停止したため、南部地域に比べて開発が遅れ、200 万人とも言われる国内避難民（IDP：Internally Displaced Persons）が生じ、地方政府の機能は事実上停止した。2006 年から LRA との和平交渉が開始されたことで、ウガンダ国内における武力衝突は激減し、治安は著しく改善された。それに伴い、ウガンダ北部は緊急・人道支援から復興・開発フェーズへと移行しつつあるが、IDP の帰還・定住促進、コミュニティの活性化、地方政府の行政能力の回復など多くの課題が残されている。

ウガンダ政府は 2007 年 10 月に北部復興開発計画（PRDP：Peace Recovery and Development Plan for Northern Uganda）を作成し、人道支援のみならず復興・開発にかかる支援を援助機関に要請した。2008 年 7 月にはウガンダ政府から我が国に対し、在ウガンダ日本大使館を通じて北部地域の復興支援が要請され、それに基づき、JICA は 2009 年 1～2 月に、ウガンダ北部復興支援開始に向けた協力準備調査を実施した。

その結果、20 年以上にわたる紛争期間中、住民の 9 割以上が IDP キャンプ内での生活を余儀なくされたこと、帰還先コミュニティにおける生活基盤は荒廃していること等が明らかになり、IDP の帰還・定住を促進するための支援ニーズは極めて高いこと、アムル県は紛争の影響を強く受けたアチョリ地域で最も帰還が遅れておりドナー援助も少ないため帰還支援の必要性が高いことが確認された。

また、2009 年 4 月に行われた第二次協力準備調査では、帰還定住を支援する上で、①帰還先コミュニティの生活基盤整備及び生活改善、②帰還先コミュニティへの公共/社会サービスの普及活動を強化することの必要性が確認された。同準備調査団は、本格調査実施にあたり必要とされる先方政府の要請、調査範囲、内容等を現地調査及び協議により確認し、2009 年 4 月 24 日に Scope of Work(S/W)、Minutes of Meetings(M/M)の署名交換を行った。本調査は同 S/W に基づき実施するものである。本調査の責任機関は首相府、実施機関はアムル県となる。

2. 調査の目的

(1) 調査の目的

アムル県のサブカウンティ毎のコミュニティプロファイルを作成する。また、優先コミュニティであるルリャンゴ（Lulyango） 村（LC1）、パボ（Pabbo） サブカウンティ（LC3）において、①帰還先コミュニティの生活基盤整備及び生活改善、②帰還先コミュニティへの公共/社会サービスの普及活動の強化を行い、国内避難民の帰還及び定住の促進を支援し、その効果を評価するとともに、今後の展開を考える上で必要となる知見を取りまとめる。

(2) 受益者

アムル県民の約 26 万人

(3) 責任機関：首相府

実施機関:アムル県

3. 調査対象及び活動拠点

アムル県 (面積約 9,824km2、人口約 26 万人)及びカンパラ市

4. 調査の範囲

(1) 本調査は、署名された S/W に基づき実施される開発計画調査型技術協力に関して、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために「5. 調査実施上の留意点」「6. 本調査で求められる成果」「7. 調査内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「8. 成果品」に示す報告書を策定する。

(2) コンサルタントは本調査を通じてカウンターパート機関関係者への技術移転を行う。

5. 調査実施上の留意点

(1) 本調査の対象とする地域毎の調査内容及び関係する機関ならびに住民との関係

カウンターパートは首相府(責任機関)、アムル県(実施機関)、サブカウンティ(アレロ(Alero)サブカウンティ、アナカ(Anaka)サブカウンティ、パボ(Pabbo)サブカウンティを想定)で、日々の業務を通じた技術移転の対象はアムル県及びサブカウンティを想定する。

調査の全過程で住民との関係構築を意識し、住民の参加を十分に得つつ調査及びコミュニティ開発計画の策定ならびにパイロットプロジェクトの計画策定/実施を行う。

<table>
<tr><th rowspan="2">業務区分</th><th rowspan="2">調査対象地域</th><th colspan="4">カウンターパート毎の支援内容</th></tr>
<tr><th>中央政府</th><th>県</th><th>サブカウンティ(LC3)</th><th>村
(LC1)</th></tr>
<tr><td>北部支援全般との調整</td><td>アムル県</td><td>首相府のモニタリング機能強化支援</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>コミュニティプロファイル作成</td><td>アムル県</td><td>首相府とのコミュニティプロファイルの共有</td><td>アムル県との共同作業による作成</td><td>必要な協力の依頼</td><td>必要な協力の依頼</td></tr>
<tr><td rowspan="2">コミュニティ開発</td><td>ルリャンゴ(Lulyango)</td><td rowspan="2">-</td><td rowspan="2">アムル県への必要な協力の依頼</td><td>アレロ(Alere)/アナカ(Anaka)への協力依頼、関連情報収集</td><td>ルリャンゴ(Lulyango)との共同作業による作成</td></tr>
<tr><td>パボ(Pabbo)</td><td>パボ(Pabbo)との共同作業による作成</td><td>サブカウンティ内の村への協力依頼、関連情報収集</td></tr>
<tr><td>パイロット事業</td><td>アムル(Amuru)
ルリャンゴ(Lulyango)
パボ(Pabbo)</td><td></td><td>アムル県との共同作業</td><td>パボ(Pabbo)との共同作業</td><td>ルリャンゴ(Lulyango)との共同作業</td></tr>
</table>

(2) コミュニティプロファイルの作成

アムル県全域を対象とし、サブカウンティ、トランジットサイト、その下のオリジナルビレッジのプロファイル（人口、特徴、公共施設/インフラ/サービスの有無、開発課題、帰還/定住の促進要因等を想定）を作成する。

(3) ルリャンゴ（Lulyango）村とパボ（Pabbo）サブカウンティを対象とするコミュニティ開発計画

1) アプローチ

本調査では、ルリャンゴ（Lulyango）村、パボ（Pabbo）サブカウンティをコミュニティ開発計画、パイロット事業の対象とし、ルリャンゴ（Lulyango）村はコミュニティの生活基盤整備を重視したアプローチ、パボ（Pabbo）サブカウンティでは対象地域全域をカバーするサブカウンティ事務所及び公共/社会サービスの強化を重視したアプローチを採用し、それぞれのアプローチの効果を評価し教訓をまとめ、将来の活動への参考とする。

2) 計画内容

コミュニティ開発計画の内容は、公共/社会サービスの強化（農業技術指導の巡回強化、保健衛生の巡回強化、それらを可能とするための基盤及びツールの整備）、生計手段の確保/向上（農具の供給、種子配布、製粉機及び貯蔵倉庫の整備、キャッシュフォーワーク的な道路維持管理等）、基本技術訓練（自転車修理、農業技術等）、基礎インフラの整備（井戸、コミュニティ道路、集会所の整備等）等を含むことを想定する。

(4) パイロットプロジェクト

1) パイロットプロジェクトの目的、内容、規模、スケジュール

平和の配当を早期に示すこと、帰還及び定住ならびに開発促進への効果を確認すること、調達事情を確認すること、関係者へのプロジェクトの計画/管理に係る技術移転を行うこと、施設完成前後の比較評価を行い最終報告書の提言内容へ反映すること等を目的として、パイロットプロジェクトを実施する。

パイロットプロジェクトの内容について、2009 年 4 月の準備調査では次頁の①及び②のコンポーネントがウガンダ側（特にアムル（Amuru）県庁）から強く要請されているとともに、③のコンポーネントが調査団により必要性が高いことが確認されている。

①については、現在アムル（Amuru）県庁に会議室が無く、県庁の関係者が会合を開く際はグル（Gulu）で行っている状況で、改善が望まれている。

また、②について、パボ（Pabbo）サブカウンティオフィスの関係者（バイスチェアマン等）によれば、33 人いる職員/議員（警察は除く）のうち、17 人が中央政府からの任命で、16 人が地元から議員として選出されているとのことであった。中央政府からの職員はパボ（Pabbo）に宿舎が無く、居住するグルから通勤しているが、交通手段が限られていることから、週 2－3 日も出勤していない様子である。そのため、パボ（Pabbo）を拠点とした公共/社会サービスの供給に支障をきたしていることが確認されている。

パイロットプロジェクトの内容の詳細については、ウガンダ政府、機構、ODA タスクフォースと協議しつつ、調査の中で検討することとする。

コンポーネント（案）	場所/現況	想定される規模	備考
①多目的集会場	【場所】アムル（Amuru）県庁横	約 800m2	瑕疵保証期間は 1 年間を想定
②パボ（Pabbo）サブカウンティにおける公共/社会サービスの拠点整備	【場所】パボ（Pabbo）サブカウンティ事務所周辺	約 800m2	瑕疵保証期間は 1 年間を想定
③その他（それぞれで 1 コンポーネント） 井戸、農産物倉庫、製粉所、コミュニティ道路、市場、道の駅、生計向上のための訓練、農業指導等	【場所】ルリャンゴ（Lulyango）村、パボ（Pabbo）サブカウンティ	井戸：6 箇所 農産物倉庫：5 箇所 製粉所：5 箇所 コミュニティ道路の改修（労働集約型施工）：3km x 2 区間 市場、道の駅、生計向上、農業指導等を含むその他のアイディアはプロポーザルにて理由とともに提案すること	調査で確認

2) 関係者の役割分担

目安として、1コンポーネントで1,000万円を超える規模のパイロットプロジェクトは機構が直接建設業者と契約して実施することを想定する。機構が直接建設業者と契約して実施する場合、受注者は入札図書の作成、入札支援、契約支援、施工監理、竣工確認、完工までの一連の業務において、機構を支援する。

3) パイロットプロジェクトに関わる費用の扱い

パイロットプロジェクトに係る工事費は本プロポーザルの見積りには含まない。

本パイロットプロジェクト期間を通じ、上記「2)」の業務を担当する「パイロットプロジェクト計画/管理」団員の配置を行い、費用を見積もりに含めること。

4) パイロットプロジェクト施設完工後のモニタリング

最終報告書の提出後、パイロットプロジェクト施設完工後のモニタリング期間として、第二年次の調査期間を約 1 年間計画する。その間、何らかの対応が必要になった場合には現地に調査団員を派遣することを想定し、1ヶ月の要員配置をあらかじめ計画すること。また、派遣が必要と判断され、実際に現地でモニタリング調査を行った場合、モニタリング結果報告書の提出を求めることになるが、同報告書の内容については、第二年次の契約の段階で別途定めることとし、今回のプロポーザルには費用を含めないこととする。

① 格付は、3 号の技術士あるいはシビルコンサルタントマネージャー（RCCM: Registered Civil

Engineering Manager）の資格保有者とする
② 業務主任者（及びその他の業務従事者）以外とする
③ 評価対象団員とはしない
④ 要員の配置は企業の責任で配置すること

(5) 帰還の流れから取り残される弱者が裨益する枠組み

本調査、パイロットプロジェクトの実施方法、内容等で、内戦中に親族をなくした身寄りのない人（寡婦、孤児等含む）、高齢者、元兵士等が裨益するよう考慮する。

(6) 雨季への配慮

アムル県は標高 1,000～1,200m の比較的平坦な地形条件にあり、年間の平均降雨量は1,500mmだが、降雨量が集中する雨季（3-5月、10-11月）にはナイル川に流入する多くの中小規模河川が氾濫し、交通が遮断され、孤立する地域が存在する。また、地質は sandy soil が主体であるため雨季に侵食されやすい。パイロットプロジェクトの計画に際しては、この雨季の影響を考慮して工程を検討すること。

(7) 地雷・不発弾の確認

ウガンダ北部地域は、キトゥグム県のスーダン国境沿いに地雷が、他の県においては不発弾（手榴弾のような小型のものが大半）が附設されていることが確認されている。地雷・不発弾の撤去はUMAC（ウガンダ地雷対策センター）が行っており、アムル県の事務所はパボ（Pabbo）に設置されている。既に車輌や人の往来がある道路や地域は問題ないが、本格調査においてコミュニティに入り込んで調査をする際、必ずコミュニティから聞き取りをすると共に、UMAC 事務所にて対象地域の不発弾の附設・撤去状況について確認すること。

(8) 「アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト」との連携

本調査と同時期に機構により行われる予定の「アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト」と効率的に実施できるよう、アムル県を対象とする会議の日程調整等を行う等、連携を密にして調査を進める。

特に、同調査では、アムル（Amuru）～アナカ（Anaka）を結ぶ県道上にあるルリャンゴ（Lulyango）村のアスワ川（Aswa River）渡河地点にパイロットプロジェクトで橋梁を建設することになっている。同パイロットプロジェクトにより、ルリャンゴ（Lulyango）村をトランジットサイトとしていた住民による対岸のオリジナルサイトへの帰還及び往来が容易になることが予想されることから、ルリャンゴ（Lulyango）村においては、同橋梁の完成時期を考慮したコミュニティ開発及びパイロットプロジェクトを検討する。

(9) 執務環境

a. オフィス

当面、機構のグル・フィールドオフィスで執務を行うことを想定する。賃料は無料であるが、インターネット、水、電気等の使用量で 100,000 円/月見込んで積算すること。

なお、パイロットプロジェクトの実施現場であるルリャンゴ（Lulyango）はグルから車で片道1時間半～2時間かかること、パボ（Pabbo）はグルから車で片道1時間かかることから、必要と判断される場合は、調査の早い段階でプロジェクトサイト周辺に仮設のオフィス及び宿舎を建設することを想定する。これらの費用は、現地で精査して契約変更で対応することを想定するが、プロポーザルでは、仮設オフィス及び宿舎に滞在することが必要な団員を理由とともに提示し、それに基づいた規模（例：団員4名、コンテナハウス2棟等）で仮設オフィス及び宿舎のセットアップならびにその後の運営費を概算で積算し、別見積りで提出すること（ここでは、仮設オフィス及び宿舎のセットアップならびにその後の運営費に限って積算し、人件費は含まない）。

b. 車輌/ドライバー

グルにはレンタカーがないので、機構が所有する車輌（4WD3台、ウガンダ国内の保険に加入）を使用することを想定する。車輌の保険は機構が加入するが、ドライバーは受注者が雇用するとともに燃料代は受注者が負担すること。ドライバーは一人あたり 50,000 円/月（保険及び諸経費込）、燃料費は1台あたり、150,000 円/月を想定して積算すること。

ただし、機構からの車輌の提供は8月の後半～9月の前半になることが予想されるため、調査着手後1ヶ月はカンパラのレンタカーを利用することを想定する。

(10) 関係者への日当、謝金の支払い

現地調査において、関係者（カウンターパート、本調査に関係する人夫、パイロットプロジェクトのワーカー等を含む）への日当及び謝金の支払いにあたっては他ドナー及びウガンダ政府の単価と大きく異ならないよう配慮する。

(11) 事業管理の配置

カンパラ⇔グル間及びグル⇔調査対象地域の調整、パイロットプロジェクトの準備、実施中の調整等を行いつつ、調査工程の管理を行う「事業管理」団員の配置を認める。要件は以下の通りとする。

① 格付は、5号または6号とする
② 直接費のみ支給（間接費の対象外とする）
③ 要員の配置は企業の責任で配置すること
④ 評価対象団員とはしない
⑤ 国内作業への配置は認めない

なお、必ずしも全期間を1人の要員で担当する必要はなく、複数名で期間を分けて担当することも可とする。配置期間については、調査の全期間を上限として、コンサルタントからの提案によるものとする。価格評価の対象とはしないことから経費に関しては別見積りとする。

6. 本調査で求められる成果

1) 特定コミュニティ（ルリャンゴ（Lulyango）村、パボ（Pabbo）サブカウンティ）を対象とするコミュニティ開発計画が策定される。
2) 帰還、定住の促進、生活環境の改善のためのパイロットプロジェクト（多目的集会所の建設、公共/社会サービスの拠点整備、井戸掘削、製粉所の建設、保健衛生担当者/農業普及員の活

動拠点整備等）が実施される。

3) アムル県の各サブカウンティにおける主要コミュニティ/IDP マザーキャンプ/トランジットサイトの属性/特徴（コミュニティと IDP マザーキャンプ/トランジットサイトとの関係含む）の把握及びコミュニティの類型化がなされる。

4) アムル県における帰還・定住支援のための開発のガイドラインが策定される。

7. 調査の内容

【第一年次】

7-1. 既存関連計画/情報資料の収集、分析、評価、調査実施計画の策定

日本国内で入手可能な以下の事項を含む資料・情報を整理し、調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、調査実施計画及び着手報告書を作成し、内容に関し機構の承認を得る。

- 政情、治安情勢
- 国家レベルの開発計画等
- 各ドナーの援助動向
- 社会経済条件

7-2. 現地の調査の方針及び内容の確認

(1) 相手国関係者との協議

本調査内容をウガンダ政府ならびに関係機関で共有、議論することを目的とした調査の実施体制の確認、カウンターパートの確認を行うとともに、前項で策定した調査実施計画について協議をし、了解を得たうえで現地調査を開始する。

(2) 対象地域の現況分析

以下を含む情報及びデータを収集・分析・評価する。

a. ウガンダ政府の北部支援に関する国家戦略・政策、上位計画に関係する情報を収集する。

b. ウガンダ政府、他ドナー、NGO 等の実施あるいは計画中のプロジェクトに関連する情報を収集する。

c. 社会経済条件に係る各種情報及び統計を確認する。

(3) 調査対象地域の現況踏査

以下の調査項目を含む現況踏査を行い、調査対象地域におけるコミュニティの状況、関連するインフラや公共/社会サービスの状況、土地利用状況、自然条件、排水、環境等を把握する。

現況調査において、地形測量等の調査範囲、調査地点、調査項目を現地で確認する。

a. 生活環境、生計手段の状況

b. コミュニティインフラの状況

c. 公共/社会サービスの状況

d. 自然条件及び土地利用状況

e. NGO や他ドナーの実施及び計画の状況

7-3.コミュニティプロファイルの作成

以下を含む社会調査に基づき、アムル県内の 8 つのサブカウンティを対象にコミュニティプロファイルを作成する。本調査項目は現地再委託を可とするが、その費用については、本プロポーザルでは別見積りとする。

コミュニティプロファイルの単位はサブパリッシュレベルを想定する。サブパリッシュは村=LC1 と同一のもので、サブカウンティ-パリッシュ-サブパリッシュの階層になっている。なお、パボ（Pabbo）サブカウンティには 15 のサブパリッシュが存在する（パリッシュの数は本調査で要確認）。

プロファイルの作成にあたっては、住民の協力を得つつ、住民の知識、経験を引き出し、誰にでもわかりやすく親しみやすいプレゼンテーションに取りまとめることに留意する。

(1) アムル県のサブカウンティにおける主要コミュニティ/IDP マザーキャンプ/トランジットサイトの属性/特徴（コミュニティと IDP マザーキャンプ/トランジットサイトとの関係含む）の調査

(2) 特定コミュニティ（ルリャンゴ（Lulyango）村、パボ（Pabbo）サブカウンティ）を対象とする詳細調査（行政、社会サービスの実施体制、公共施設の評価、住民組織の把握、ニーズ調査、配慮を必要とする弱者等の特定）の実施

(3) 以上(1)～(2)の調査結果に基づき、コミュニティプロファイルを作成する。プロファイルは最低限以下を含むものとする（サブカウンティ、主要な村/集落毎）。また、村人が容易にプロファイル内容（特に、以下の⑥、⑦、⑩、⑱、⑲、⑳等に係る位置情報等を想定）を理解できるようにイラストレーションを用いた地図を作成する。その他に含まれるべき事項があればプロポーザルにて理由とともに提案すること。

① 人口、弱者の構成、種類、数
② 宗教
③ 祭りの有無（ある場合はその内容）
④ 内戦の影響（地雷・不発弾の有無含む）
⑤ 生活・生計手段
⑥ 市場、公共施設・サービス（及びそれらへのアクセス、移動手段、所要時間等）
⑦ 教育事情（子供達が通っている学校が何処か等（初等教育前半/後半、中等教育））
⑧ 主要産物
⑨ 土地所有形態
⑩ 土地利用（集落、農地、林地等）
⑪ 第一次産業生産量・生産方法・販売価格
⑫ 就業構造
⑬ 互助組織/農民グループ
⑭ コミュニティの形成過程
⑮ コミュニティ内の社会構造
⑯ 帰還、定住の進捗、見通し
⑰ 帰還、定住の促進要因、障害要因
⑱ 住民にとって村の良いところ/悪いところ
⑲ 言い伝え/伝承

⑳ （有形/無形）資源

7-4. 進捗報告書の作成及び協議

現地調査における調査進捗を進捗報告書としてとりまとめ、機構の内容承認の後、ウガンダ側に説明・協議を行う。

7-5. 緊急的なパイロットプロジェクトの実施

平和の配当を早期に示すこと、帰還及び定住ならびに開発促進への効果を確認すること、施設完成前後の比較評価を行い最終報告書の提言内容への参考とすること等を目的として、2009 年 4 月の準備調査でウガンダ側から要請された、以下のコンポーネントについて、パイロットプロジェクトで計画、設計、建設を行う。

(1) 多目的集会場

場所：アムル（Amuru）県庁横

(2) パボ（Pabbo）サブカウンティにおける公共/社会サービスの拠点整備

場所：パボ（Pabbo）サブカウンティ事務所周辺

目安として、1 コンポーネントで 1,000 万円を超える規模のパイロットプロジェクトは機構が直接建設業者と契約して実施することを想定する。

機構が直接建設業者と契約する場合、受注者はエンジニヤとして機構を支援するとともに施工監理を行う。必要に応じ、機構ウガンダ事務所と相談しつつ現場あるいはその近辺に事務所及び宿泊所を設置する（プロポーザル時の見積りには含まない。）。本調査項目に係る計画及び実施は以下の手順により行うことを想定する。

a. 現況評価
b. パイロットプロジェクトの目標設定
c. 効果測定のためのベースライン調査
d. パイロットプロジェクトに係る詳細調査（地形測量（詳細は「別紙2」、その他自然条件調査等）
e. パイロットプロジェクトの計画策定、入札準備（積算/入札図書作成）
f パイロットプロジェクトの入札、契約（支援）
g. パイロットプロジェクトの実施（支援）、施工監理
h. パイロットプロジェクトの評価

7-6. コミュニティの類型化（主要コミュニティ/IDP マザーキャンプ/トランジットサイトの基礎情報の収集及び分析）

上記「7-3」に基づき、サブカウンティ及びコミュニティ（村：LC1 レベル）の特性について分析し、結果を踏まえてサブカウンティ、コミュニティの類型化を行う。類型化の方法は、参考として以下に簡素化した例を示すが、プロポーザルでは現時点で考えられるタイプの種類、類型化の方法について提案すること。

サブカウンティ＼コミュニティ（村）	タイプ A	タイプ B	タイプ C
タイプ A ・ サブカウンティ1 ・ サブカウンティ6 ・ サブカウンティ8	 村 c 村 e 村 g	 村 a 村 h 村 i	 村 b 村 d 村 f
タイプ B ・ サブカウンティ2 ・ サブカウンティ5	上記と同様	上記と同様	上記と同様
タイプ C ・ サブカウンティ3 ・ サブカウンティ4 ・ サブカウンティ7	上記と同様	上記と同様	上記と同様

7-7. 特定コミュニティ（ルリャンゴ（Lulyango）村、パボ（Pabbo）サブカウンティ）を対象とするコミュニティ開発計画の策定

国内避難民の帰還及び定住の促進を支援することを目的とするコミュニティ開発計画を策定する。プロポーザルにおいては、現段階で考えられるコミュニティ開発の方向性及び内容を理由とともに示すこと。

7-8. 優先プロジェクトの選定

コミュニティ開発計画において、優先すべきプロジェクトを選定するための客観的な基準（クライテリア）を作成し、評価する。クライテリアは以下を含むものを想定するが、ウガンダ政府側と共同で設定及び検討する。

- 必要性
- 緊急性
- 妥当性
- インパクト
- 社会的弱者のコミュニティへの統合

a. 優先プロジェクトの対象候補のリストアップ
b. 優先プロジェクトの選定
c. 優先プロジェクトの概略計画の作成
d. 優先プロジェクトのうち、我が国の無償資金協力による実施を想定する案件の形成及び概算事業費の積算

優先プロジェクトのうち、我が国の無償資金協力で行うことが妥当と思われる案件を 2 件程度選定する。その際、現地 ODA タスク、機構本部とよく協議しつつ選定を行うこと。選定された案件について、補足調査、概略設計、施工計画、維持管理計画に基づき、事業費用を算出する。

積算の際には建設資機材の単価及び調達先、技術者の供給実態、工期等を勘案しつつ、適正

な建設費を積算（内貨、外貨に区分）する。必要な場合、用地収得や住民移転に必要な費用も算出する。

e. 経済分析

優先プロジェクトの実施による経済便益を算定し、経済分析を行う。

f. 優先プロジェクト実施計画の策定

優先プロジェクトについて、事業化の方法、事業主体、財源、実施のスケジュール等を含む事業実施計画を検討する。

7-9. 進捗報告書の作成及び協議

現地調査における調査進捗を進捗報告書としてとりまとめ、機構の内容承認の後、ウガンダ側に説明・協議を行う。

7-10. 優先プロジェクトから、パイロットプロジェクトの選定

平和の配当を早期に示すこと、帰還及び定住ならびに開発促進への効果を確認すること、関係者へのプロジェクトの計画/管理に係る技術移転を行うこと、パイロットプロジェクト実施前後の比較評価を行い最終報告書の提言内容への参考とすること等を目的として、パイロットプロジェクトを実施する。

優先プロジェクトの中で特に優先的に行うことが望ましく、パイロットプロジェクトとして実施することが妥当と判断できるコンポーネントを選定する。選定は、ウガンダ政府、機構、ODA タスクフォースと協議しつつ検討することとする。

7-11. パイロットプロジェクトの実施

緊急的なパイロットプロジェクトと異なり、ここで扱うパイロットプロジェクトは規模が小さいことが想定されることから、原則、再委託により実施することを想定する。必要に応じ、機構ウガンダ事務所と相談しつつ現場あるいはその近辺に事務所及び宿泊所を設置する。本調査項目に係る計画及び実施は以下の手順により行うことを想定する。

a. 現況評価
b. パイロットプロジェクトの目標設定
c. 効果測定のためのベースライン調査
d. パイロットプロジェクトに係る詳細調査
e. パイロットプロジェクトの計画策定、入札準備
f パイロットプロジェクトの入札、契約
g. パイロットプロジェクトの実施、施工監理
h. パイロットプロジェクトの評価

7-12. 技術移転

以下を含む技術移転を計画し、アムル県庁、パボ（Pabbo）サブカウンティ、ルリャンゴ（Lulyango）村に対する技術移転を行う。

a. コミュニティ開発の計画策定に係る技術

b. プロジェクトの計画、管理に係る技術

また、ウガンダ北部の開発の進捗に係る首相府のモニタリング機能の強化を支援する。

7-13. パイロットプロジェクトの評価

「7-11.」で設定されたパイロットプロジェクトの成果指標に基づき、パイロットプロジェクトの評価を行う。

7-14. 帰還・定住を促進する支援に必要な視点、内容、アプローチ、帰還・定住の促進要因、阻害要因、留意事項の取りまとめ

「7-6.」の結果及びこれまでの調査結果を踏まえ、帰還・定住を促進する支援に必要な視点、内容、アプローチ、帰還・定住の促進要因、阻害要因（弱者や社会的理由から帰還から取り残されるグループが存在するようであればその要因の分析）及び解決方法、留意事項を取りまとめる。

7-15. 帰還・定住支援のための開発のガイドライン策定

上記「7-14」を踏まえ、今後、帰還及び定住促進を他地域で行っていく上で参考となるガイドラインを作成する。

7-16. 提言、取りまとめ

本調査の全体的な結果、提案された計画を実施する上での留意事項、調査を通じて得られた知見等を含む結論及び提言を取りまとめる。

7-17. 最終報告書案の作成及び協議

最終報告書案を作成し、ウガンダ政府関係者に説明、協議する。

7-18. 最終報告書の作成

最終報告書案の説明及び協議結果ならびにその後のウガンダ政府から送られるコメントを踏まえ、最終報告書を作成し、2ヶ月以内に機構に提出する。

【第二年次】

7-19. パイロットプロジェクトで建設した施設のモニタリング

最終報告書提出後、1年間をモニタリング期間として設定し、必要に応じ、現地調査を行い、施設の状態について、モニタリング、診断、評価を行う。本対応の要否は、機構と良く相談をして確認する。現地調査を行った場合は、モニタリング調査結果報告書を作成し機構に提出する（報告書作成に関しては、今回の見積りには含まない。）。

8. 成果品

次の成果品を策定し機構に提出する。また、報告書をウガンダ政府側に提出し説明・協議を行う。なお、各ステージにおいてウガンダ政府側へ報告書の提出及び説明する前に、国内では機構及び関係者とレポート内容について検討・協議し、内容など修正が生じた場合は速やかに修正し

たうえ、ウガンダ政府側へ提出及び説明を行うものとする。

(1) 調査報告書

1) 着手報告書(IC/R)

記載事項:調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、スケジュール

提出時期:調査開始後 1 ヶ月以内

部　数:英文 30 部

2) 進捗報告書(PR/R)

記載事項:ここまでの調査の結果

提出時期:調査開始 4 ヶ月後を目処

部　数:英文 30 部

3) 中間報告書(IT/R)

記載事項:ここまでの調査結果

提出時期:調査開始 7 ヶ月後を目処

部　数:英文 30 部

4) 最終報告書案(DF/R)

記載事項:調査結果の全体成果等

提出時期:調査開始後 14 ヶ月を目処

部　数:英文 30 部

5) 最終報告書(F/R)

記載事項:調査結果の全体成果等

提出時期:調査開始後 16 ヶ月を目処

部　数:英文 50 部/要約 50 部

和文要約 10 部

電子データ版:4 セット 7. 4)で示す仕様で PDF 化し、CD-ROM にインストールしたもの。

各レポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの成果品については各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含めること。

また、各レポートのウガンダ政府への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成し機構に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後機構に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方政府との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を策定し、機構に速やかに提出する。また、機構及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3 日程度のうちに機構に提出すること。JICA ウガンダ事務所におけるミーティングについても、同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日までに配付資料(各レポートの和文要約含む)を機構に提出すること。

2) 調査業務報告書

機構の規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに機構に提出する。

3) 先方政府への提出書類

先方政府への提出文書は、その写しを機構(現地調査の場合はJICAウガンダ事務所も含む)に速やかに提出する。

4) 調査資機材等取得明細表

別途定める様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に機構に提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

1) 各種報告書及び調査実施報告書についての策定仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。また、資料編の打ち出しが大部になる場合は電子データの提出のみとして差し支えない。

2) 最終報告書の印刷仕様の大略は、後述のとおりとする。なお、仕様の詳細は機構の指示に従うものとする。

(5) 各種報告書策定に当たっては、次の点に留意すること。

1) 各種報告書においては、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等外国語分についてもネイティブスピーカー等により十分なチェックを行い、読みやすいものとすること。
2) 各種報告書のウガンダ政府への説明・協議に際しては、事前に報告書(案)を機構に提出し、承諾を得ること。
3) 各種報告書表紙の裏面には、調査時に用いた適用年月日を記載すること。略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
4) 各種報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
5) 各種報告書の策定にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うこと。

（印刷仕様）

<table>
<tr><th></th><th colspan="6">和文版仕様</th><th colspan="3">外国語版仕様</th></tr>
<tr><td>表紙</td><td colspan="9">レザック66　4／6版（175又は210kg）
クルミ表紙</td></tr>
<tr><td>本文</td><td colspan="9">報告書等に使用する用紙は下記の条件を満たし、グリーン購入法に適合すること。
（1）古紙配合率70%以上
（2）非塗工印刷用紙については、白色度70%以下であること
（3）塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30g/m^{2}以下であること
（4）再生利用しにくい加工が施されていないこと</td></tr>
<tr><td>中扉（中間紙）</td><td colspan="9">基本は本文に同じ。厚口。色紙。</td></tr>
<tr><td>書体</td><td colspan="9">
<table>
<tr><th></th><th>書体</th><th>大きさ</th><th>書式設定等</th><th>書体</th><th>大きさ</th><th>書式設定等</th></tr>
<tr><td>表紙題名</td><td>太MSｺﾞｼｯｸ体</td><td>26pt</td><td>別添２参照</td><td>指定なし</td><td>24pt</td><td>別添参照</td></tr>
<tr><td>表紙組織名等</td><td>太MSｺﾞｼｯｸ体</td><td>18pt</td><td></td><td>指定なし</td><td>18pt</td><td></td></tr>
<tr><td>背表紙</td><td>表紙と同様</td><td>14pt</td><td></td><td>指定なし</td><td>14pt</td><td></td></tr>
<tr><td>本文</td><td>MS明朝</td><td>10.5pt</td><td>MS Word 行数のみ指定：40行</td><td>Times New Roman</td><td>11pt</td><td>MS Word 標準文字数設定</td></tr>
<tr><td>大見出し※</td><td>指定なし</td><td>14pt</td><td>一行取り</td><td>指定なし</td><td>14pt</td><td>一行取り</td></tr>
<tr><td>小見出し</td><td>指定なし</td><td>10.5pt</td><td>一行取り</td><td>指定なし</td><td>11pt</td><td>一行取り</td></tr>
<tr><td>図表ﾀｲﾄﾙ、写真説明と備考</td><td>指定なし</td><td>10.5pt</td><td>ﾀｲﾄﾙの位置は図：下　表：上
説明文の文字サイズについては指定なし</td><td>指定なし</td><td>11pt</td><td>ﾀｲﾄﾙの位置は図：下　表：上
説明文の文字サイズについては指定なし</td></tr>
</table>
※「序文」「目次」などの二文字に関しては、中全角5文字空け
「総目次」などの三文字に関しては、中各全角1文字空け
「書式設定」はMS Wordの設定に基づく
</td></tr>
<tr><td>版面</td><td colspan="9">ヨコ165mm×240mm</td></tr>
<tr><td>サイズ</td><td colspan="9">A4版</td></tr>
<tr><td>製本</td><td colspan="6">くるみ綴じ　オフセット</td><td colspan="3">くるみ綴じ、あるいはビス止め　オフセット</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="9">JICAロゴ、法人名を記載の場合はJICA-CIﾏﾆｭｱﾙを参照</td></tr>
</table>

（ファイナル・レポートの電子化仕様）

データ形式	PDF（Portable Document Format）形式
PDF 変換仕様	（1）PDF テキストデータは必ずコードデータから変換する。 （報告書原稿が FD（フロッピーディスク）等コードで提供されているにも関わらず一旦印刷物を策定しそこから画像（イメージ）として処理したものは不良品として返品する） （2）ただし、上記（1）にも関わらず報告書原稿が写真、地図、絵模様、署名入文書等コードデータ以外のデータである場合には、画像（イメージ）として PDF 化して差し支えない。 ＊画像読み込みの解像度は 200dpi、モノクロ 2 値を標準とする。 ＊モノクロ 2 値で識別が困難な写真、グラフ等についてはグレースケールを適用する。更に識別が困難な場合には、カラーで PDF 変換する。 （3）サイズは原稿サイズの原寸を適用する。 （4）データのボリュームサイズは最大で 10.0Mbyte とし、1 データが 10.0Mbyte を越える場合には必ず目次の項目単位に分割調整する。（分割処理していないものは返品とする）
編集	（1）PDF データはしおり（インデックス）つきデータとする。 しおりは報告書の目次（大中小の 3 階層）で定義し、リンクはページ単位で設定する。 （2）PDF 変換による文字化けはフォントの置き換え等により解決する。 （3）レイアウトは印刷物に準じるものとする。
納品媒体	Macintosh 及び Windows にて読み出し可能なハイブリッド CD-R にフォーマット化すること。CD-R の書き込みフォーマットは、Macintosh 側は HFS フォーマット、Windows 側は ISO9660「レベル 2」のハイブリッドフォーマットとする。
記録方法	（1）ボリュームラベル（調達番号/コース番号/報告書番号/報告書名） PDF　PDF データ LIST　印刷物、データ対応確認リスト DATA　報告書本文策定データ OBJ　オブジェクトデータ（部品）データ

第 3 調査実施上の条件

1. 調査の工程

本件調査に係る調査実施工程計画の概要は次によるものとする。2009 年 8 月に開始し、2011 年 12 月の終了を目処とする。調査工程、各報告書策定の目処は以下の通りである。

調査実施スケジュール（案）

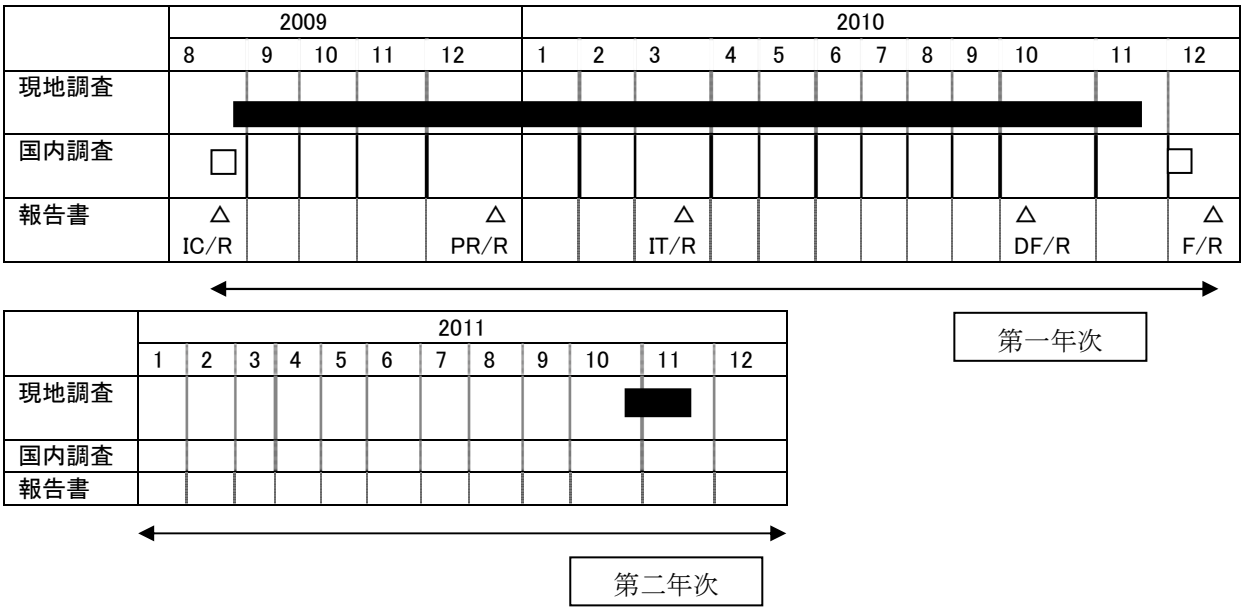

IC/R：着手報告書

PR/R：進捗報告書

IT/R：中間報告書

DF/R：最終報告書案

F/R：最終報告書

2. 業務の目途

(1) 業務量の目途

総計：約 65M/M（事業管理を含まない業務量）

(2) 調査分野

本調査には、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。

a. 総括/コミュニティ開発計画
b. 生計向上/生活改善
c. 農業開発
d. コミュニティインフラ計画（社会サービス）
e. コミュニティインフラ計画（給水）
f. 社会調査/紛争予防配慮
g. 施工計画/積算
h. パイロットプロジェクト計画/管理
i. 事業管理

なお、調査量の目処で示された M/M を越えない範囲で、上記以外の担当分野等があれば、その

理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、上記に加えて業務調整団員の配置を認める。業務調整団員の配置は1契約あたり4渡航／60日60泊を限度とし、経費は直接経費のみとする。（業務調整団員には直接人件費および間接費を支給しない。）

3. 現地再委託

以下の調査項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に現地再委託して実施することができる。

a. コミュニティプロファイル作成（社会調査を含む）

b. 地形測量

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. ウガンダ政府の便宜供与

カウンターパートの配置

5. 配布資料

①第一次準備調査報告書　2009 年 4 月

②第二次準備調査報告書案　2009 年 6 月

③各準備調査での収集資料

④その他

6. 調査用資機材の調達

コンサルタントは、調査遂行上必要な機材があればプロポーザル中で提案すること。

7. その他

(1) 調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式により報告するものとする。

また、資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

調査用資機材については、コンサルタントが管理を行い、調査終了時に機構と協議し、先方実施機関に引き渡すものと JICA ウガンダ事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

(2) 機材管理上の留意点

調査用資機材については機構 に所有権があることから、所定の様式に台帳記入し、機構に提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、機構 ホームページ調達情報（お知らせ）を参照（「業務実施契約案件及び PROTECO 案件に機材の調達を含む場合の対応について」）
（http://www.jica.go.jp/announce/new_info/HP01-01.html）。
また、「受託団体向け機材調達ガイドライン」に則った調達を行い、調達した機材については契約締結後に契約書（写し）を添付のうえ、選定経緯、入札結果について機構に報告すること。

(3) 国内支援委員会
本件調査に係る国内支援委員会は設置しない。
(4) 安全配慮事項
調査対象地域は治安上不安定な地域であり、入念な対策が必要である。ウガンダにおける調査実施に関し、在ウガンダ国日本大使館、JICA ウガンダ事務所と連絡を密に行うこと。また、具体的な対策として、以下を含む措置を講じること。
1) 衛星電話を購入し、活動グループ毎に所持する。
2) グルへの人員の出入りについては、定期的（週 1 回）に機構まで報告すること。
また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。
3) 戦争特約への加入を認める。

(5) 複数年契約
本業務は、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

別紙1

コミュニティプロファイル作成調査（社会調査含む）

必要と思われる調査の概略を示す。具体的な調査方法及び必要なデータを得るために既存データの活用、分析方法の改善等により、更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。

(2) 調査箇所

アムル県内の 8 つのサブカウンティ及びその中での主要なコミュニティ、帰還先村

① アティアック（Atiak）
② パボ（Pabbo）
③ ラモギ（Lamogi）
④ アムル（Amuru）
⑤ コチャゴマ（Koch-Goma）
⑥ アレロ（Alero）
⑦ アナカ（Anaka）
⑧ プロンゴ（Prongo）

(3) 調査内容 （サブカウンティ、主要な村/集落毎）

① 人口、弱者の構成、種類、数
② 宗教
③ 祭りの有無（ある場合はその内容）
④ 内戦の影響（地雷・不発弾の有無含む）
⑤ 生活・生計手段
⑥ 市場、公共施設・サービス（及びそれらへのアクセス、移動手段、所要時間等）
⑦ 教育事情（子供達が通っている学校が何処か等（初等教育前半/後半、中等教育））
⑧ 主要産物
⑨ 土地所有形態
⑩ 土地利用（集落、農地、林地等）
⑪ 第一次産業生産量・生産方法・販売価格
⑫ 就業構造
⑬ 互助組織/農民グループ
⑭ コミュニティの形成過程
⑮ コミュニティ内の社会構造
⑯ 帰還、定住の進捗、見通し
⑰ 帰還、定住の促進要因、障害要因
⑱ 住民にとって村の良いところ/悪いところ
⑲ 言い伝え/伝承

⑳ （有形/無形）資源

(4) 成果品

報告書

イラストレーションを用いた地図を含む結果概要

以上

別紙2

地形測量

必要と思われる地形測量の概略を示す。具体的な調査箇所及び方法ならびに必要なデータを得るために既存データの活用、分析方法の改善等により、更に適切な調査種目、規模縮小等の代替案があればプロポーザルにて提案すること。

(5) 調査箇所

緊急的なパイロットプロジェクトの対象として想定される地域（多目的集会所：800m2、公共/社会サービスの活動拠点：800m2 の建設に必要な地形測量調査）

(2) 成果品

平面図（縮尺：1/100～200）

以上

Appendix 3 Minutes of Meeting サンプル

コンゴ民主共和国「キンシャサ特別州都市復興計画」
モニタリング調査　協議議事録

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」という）からの要請に基づいて実施中である「キンシャサ特別州都市復興計画」（以下、計画という）に関するモニタリング調査に関し、独立行政法人国際協力機構（以下、機構という）は、経済基盤開発部都市地域計画第二課長Monsieur.菅野祐一を団長とするモニタリング調査団（以下、調査団という）を、2008年11月17日から20日にかけてコンゴ民に派遣した。

調査団はコンゴ民政府とその関係機関と、計画の中で行う道路のリハビリに係るテストプロジェクトについて協議し、その結果、両者は添付資料に記載されている事項について合意した。

本計画の実施機関であるコンゴ民キンシャサ州政府は本合意に基づき、機構と共同でテストプロジェクトを実施する。

Kinshasa　2008 November

Leader,
Monitoring Mission,
Japan International Cooperation Agency

M.

Republique Democratique du Congo

付属書

１．　テストプロジェクトの目的

(1) 平和の早期配当を実現する。

(2) パイロットプロジェクトにより、行政レベル（州、コミューンに対する技術移転）、住民レベル（住民参加型による事業実施）を対象としたキャパシティディベロップメントを行う。

(3) 調査成果の本格的な活用の前に、試験的に提言事項の一部を実施することで、今後必要となる知見、教訓等を得て、本格的な活用への参考とする。

２．テストプロジェクトの内容

コンサルタント作成（地図添付　添付２）

３．　コンゴ民側のテストプロジェクトの実施体制及びその役割

(1)　責任・実施機関：キンシャサ州政府

本計画のコンゴ民政府側の実施機関としてテストプロジェクトの実施に責任を持ち、工事の円滑な実施に必要な調整を行う。

(2)　関係機関：コンゴ民政府インフラ省

協議で確認

４．　テストプロジェクトにおける機構の役割

(1)　契約主体

(2)　テストプロジェクトの実施に必要な資金の提供

(3)　施工監理

(4)　評価

５．テストプロジェクトにかかるコンゴ民主共和国負担事項の確認

(1)　事業の許可取得

(2)　設計審査手続き

(3)　本パイロットプロジェクトに対する環境影響の事前評価

(4)　道路/仮設用地使用許可取得

(5)　既存施設の取り合いに係る必要な許可、合意取り付け

・排水路接続、排水路流末使用許可

・地下埋設物(水道・電気)所有企業・機関との協議・合意

・街灯撤去許可(電力会社等)取得

(6)　免税の手続き

調査団は、本計画の実施に係る邦人関係者の免税、調達される資機材等にかかる付加価値税、輸入税、その他関連する税、通関および銀行手数料等の支払いについて、コンゴ民が手続きを早急かつ適切に行う必要性を説明し、コンゴ民は実施スケジュールに基づき責任を持って措置を講じることを約束した。

(7)　必要に応じ、上記にかかる費用の負担等

６．テストプロジェクトの実施スケジュール

コンサルタント作成（スケジュール添付　添付３）

７．その他

(1)　安全の確保

コンゴ民は調査団の活動に対し安全確保のための必要な措置を講じることを約束した。

また、調査団は、本調査を実施するうえでコンゴ民が邦人関係者に対する十分な安全対策を措置することが必要不可欠であることを説明し、コンゴ民は適切な対応を約束した。

(2)　運営・維持管理にかかるコンゴ民の措置

調査団は、建設される道路の維持管理の重要性について説明した。コンゴ民は調査団の提言に基づき、必要な維持管理策を講じることを約束した。

(3)　調査に対する便宜供与：

調査団の要請に基づき、コンゴ民は調査団の円滑な調査に資するあらゆる支援、カウンターパート配置、および必要な全ての情報、データの提供を速やかに行うことを約束した。

添付１：出席者リスト
添付２：テストプロジェクト位置図
添付３：テストプロジェクト実施スケジュール

CONTRACT AGREEMENT

FOR

THE PROJECT
FOR
REHABILITATION OF BOULEVARD LUEMBA,
QUARTIER 7, COMMUNE DE N'DJILI,
KINSHASA PROVINCE

CONTRACT AGREEMENT

THIS CONTRACT AGREEMENT, is made and entered into on this ____ day of February, 2009 by and between JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY, JAPAN, represented by his Representative Office in the Democratic Republic of Congo,(hereinafter referred to 機構 as "the Client") and (name of the Contractor), duly organized and existing under the laws of Democratic Republic of Congo, having its principal office of business at (address of the Contractor), (hereinafter referred to as "the Contractor"),

WITNESSETH:

WHEREAS, the 機構 extends its grant of the Road Rehabilitation Project to Quartier 7 of N'djili Commune in Kinshasa Provincial Government, the Democratic Republic of Congo, on the basis of "the Scope of Work for The Development Study for Urban Rehabilitation Plan of Kinshasa in the Democratic Republic of Congo" signed on the 8th day of August, 2007 agreed between the Kinshasa Provincial Government and 機構.

WHEREAS, the Client, as a competent authority for the Project, is desirous of having the works for the Project carried out by the Contractor; and

WHEREAS, the Contractor is willing to execute the works on the terms and conditions as set forth in this Contract;

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual covenants hereinafter

contained, the parties agree as follows:

Now this Agreement witness as follows:

1. In this Agreement words and expressions shall have the same meanings as are respectively assigned to them in the Conditions of Contract hereinafter referred to.

2. The following documents shall be deemed to form and be read and construed as part of this Agreement, namely:

- The Contract Agreement
- Priced Bills of Quantities
- The Letter of Acceptance
- Notice to Proceed
- General Conditions of Contract
- General Specifications
- Technical Specifications
- Contractor's Tender Documents authorized
- Drawings
- Other addenda, if any, that are issued prior to the signing of this Contract

3. In consideration of the payments to be made to the Contractor by the Client as hereinafter mentioned, the Contractor hereby covenants with the Client to execute and complete the Works and remedy any defects therein in conformity in all respects with the provisions of the Contract.

4. The Client hereby covenants to pay the Contractor in consideration of the execution and completion of the Works and the remedying of defects therein the Contract Price or such other sum as may become payable under the provisions of the Contract at the times and in the manner prescribed by the Contract.

5. The Contract Price to be paid to the Contractor by the Client subject to the requirements of the Contract Document is:

Amount in words Dollars (word) (US$ figure)

The payment schedule is described in Article 5 of General Conditions of Contract.

6. The time for completion of the Works shall be within One Hundred Ninety Six (196) days; 28 Weeks, from the Commencement Date.

The Defect Liability Period shall be One (1) year calculated from the date of issue of "Handing-Over Certificate" according to the Conditions of Contract.

7. This Agreement shall become effective upon the latest date when the following conditions have been satisfied:

a) Each of the parties has signed this Agreement

b) Necessary approval on this Agreement has been made by 機構.

8. Contractor's Bank particulars and Account Number to which the payments due shall be credited against this Project.

Name of Bank : _____

Name of Branch : _____

Address of Bank : _____

Type of Currency : _____

Beneficiary : _____

Account Number : _____

In witness whereof the parties hereto have caused this Agreement to be executed the day and year first above written.

The Contractor:	The Client:
_____	_____
Name of Representative Name of the Contractor	Chief Representative, 機構 DRC Representative
Office, Office address	112, avenue Pumbu, Gombe
Commune,	Kinshasa Province

GENERAL CONDTIONS OF CONTRACT

FOR

THE PROJECT
FOR
REHABILITATION OF BOULVARD LUEMBA,
QUARTIER 7, COMMUNE DE N'DJILI
KINSHASA PROVINCE

CONTENTS

Article	1.	Definitions	1
Article	2.	Basis of Contract	3
Article	3.	Extent of the Project	3
Article	4.	Execution Period of the Work	4
Article	5.	Payment	4
Article	6.	Client's Responsibilities	6
Article	7.	Contractor's General Obligations	6
Article	8.	Enginerr's Duty and Authority	8
Article	9.	Inspection and Delivery	8
Article	10.	Warranty against Defects	9
Article	11.	Performance Security	9
Article	12.	Advance Payment Security	10
Article	13.	Retntion/Maintenance Bond	10
Article	14.	Currency of the Contract	11
Article	15.	Insurance	11
Article	16.	Liquided Damage	12
Article	17.	Assignment and Subletting	12
Article	18.	Force Majeure	12
Article	19.	Governing Law	13
Article	20.	Disputes and Arbitration	13
Article	21.	Language and Measurement System	14
Article	22.	Amendment and Modification	14
Article	23 .	Early Termination	14
Article	24	Interpretation	15
Article	25.	Entire Agreement	15
Article	26.	Notice	15

Article 1. Definitions

In the Contract (as hereinafter defined) the following words and expressions shall have the meanings hereby assigned to them, except where the context otherwise requires.

Words importing the singular only also include the plural and vice versa where the context requires. Words indicating one gender include all genders.

"DRC" means the Democratic Republic of Congo.

"The Scope of Work" means the execution of pilot project described in the Scope of Work for the Development Sturdy for Urban Rehabilitation Plan of Kinshasa in the Democratic Republic of the Congo agreed and signed between Japan International Cooperation Agencyof Japan and Kinshasa Provincial Government of the Democratic Republic of Congo on the 8th day of August, 2007.

"The Project" means Le Project De Rehabilitation Du Boulevard Luemba, Quartier 7, Commune De N'djili in conformity with the Scope of Work.

"The Client" means the Japan International Cooperation Agency (機構), represented by his Representative office in the Democratic Republic of Congo and shall include any person or persons authorized by 機構.

"The Contractor" means the Contractor who shall legally and actually exist in the Democratic Republic of Congo and shall include any person or persons authorized by the Contractor under this Contract.

"The Subcontractor" means any person named in the contract as a Subcontractor for a part of the works or any person to whom a part of the works has been subcontracted with the consent of the Engineer and the legal successors in title to such person, but not any assignee of any such person.

"The Engineer" means the person appointed by the Client to act as a Resident Engineer for the purposes of technical supervisory work of the Contract which shall be under the agreement with the Client and shall include any person or persons authorized by the Client.

"Engineer's Representative" means a person appointed, from time to time, by the Engineer.

"The Contract" means this contract concluded between the Client and the Contractor.

"The Contract Documents" means the documents consisting of the following and are incorporated in and made part of this contract, as though fully written out and set forth herein.

1) Contract Agreement
2) Priced Bills of Quantities
3) Letter of Acceptance
4) Notice to Proceed
5) General Conditions of Contract
6) General Specifications
7) Technical Specifications
8) Contractor's Tender Documents authorized
9) Drawings
10) Addenda that shall be issued prior to the signing of the Contract, if any, and other documents intended to form the Contract

"The Party" means the Client or the Contractor, as the case may be, and "the Parties" means both of them.

"The Specification" means the specification of the works included in the Contract and any modification thereof or addition thereto made under related clause of the contract documents or submitted by the Contractor and approved by the Engineer.

"The Drawing" means all drawings, calculations and technical information of a like nature provided by the Engineer to the Contractor under the Contract and all drawings, calculations, samples, patterns, models, operation and maintenance manuals and other technical information of a like nature submitted by the Contractor and approved by the Engineer.

"Bill(s) of Quantities" means the priced and completed bill of quantities forming part of the tender.

"The Tender" means the Contractor's priced offer to the Client for the execution and completion of the Works and the remedying of any defects therein in accordance with the provisions of the Contract, as accepted by the Letter of Acceptance.

"The Letter of Acceptance" means the formal acceptance by the Client of the tender.

"The Commencement Date" means the date of commencing the Work in accordance with Article 4.1 herein.

"Time for Completion" means the time for completing the execution of and passing the tests on completion of the works as stated in the Contract calculated from the Commencement Date.

"Taking Over Certificate" means a certificate issued pursuant to Article 8 hereof.

"The Contract Price" means the sum stated in the Letter of Acceptance as payable amount to the Contractor for the execution and completion of the Works and the remedying of any defects therein in accordance with the provisions of the Contract.

"Retention Money" means the aggregate of all monies retained by the Client pursuant to Article 5.2. (2) of General Conditions of Contract.

"The Work" means the Permanent Works and the Temporary Works or either of them as appropriate.

"The Permanent Works" means the permanent works to be executed in accordance with the Contract.

"The Temporary Works" means all temporary works of every kind (other than Contractor's equipment) required in or about the execution and completion of the Works and the remedying of any defects therein.

"**Site"** means the places provided by the Client where the Works are to be executed and any other places as may be specifically designated in the Contract as forming part of the site.

"Day" means Gregorian calendar day.

"**Writing**" means any hand-written, type-written, or printed communication, including facsimile transmission.

Article 2. Basis of Contract

Any and all stipulations of this Contract shall be consistent with the content of the Scope of Work. Should any of the stipulations of this contract be in conflict with the Scope of Work, such stipulations shall be deemed null and void ab initio.

Article 3. Extent of the Project

3.1 All works to be rendered under this Contract shall consist of the following components specified in the Contract Documents.- Rehabilitation of the Boulevard Luemba (L=951m), Quartier 7, N'djili Commune in Kinshasa Province, DRC.

The extent of the project prescribed in paragraph 3.1 above shall be divided into two components. One major component shall be the aforementioned road rehabilitation work and the other component shall be a pedestrian walkway pavement and tree planting work named "Labour Based Technology: LBT method.

3.2 Major contents of the Project shall have detailed site investigation before starting project work, provision of working method statement and work programme, and supply for temporary works, permanent installation of the asphalt concrete pavement for two way carriageway, installation of kerb stone, pedestrian walkway, pipe culvert, drain ditch, and other permanent work including necessary temporary work like detour, described or not described in the Contract Documents including supply of workforce, materials, construction vehicle, equipment and necessary tools and devices and quality control test, transportation, insurance and all other things required in and for the Project implementation in due conformity with the contract documents.

Article 4. Execution Period of the Work

4.1 The Contractor shall commence the Work within fourteen (14) days from the date of issuance of the Notice to Proceed issued by the Client.

4.2 The Contractor shall complete the Work within One Hundred Ninety Six (196) days; 28 Weeks, of Gregorian calendar days from the Commencement Date.

Article 5. Payment

5.1 Terms of Payment

The payment shall be made through bank account of the Client which shall be existing in the third country to the Contractor's bank account in the Democratic Republic of Congo or in any other country as an International and the First ranked bank accepted by the Client

The currency unit of payment shall be the United States Dollar (U.S.$). Any bank charge, commission and/or other required charges of transferring money through the bank shall be borne by the beneficiary i.e. the Contractor.

5.2 Payment Schedule

(1) Advance Payment

The advance payment shall be made to the Contractor against the appropriate Advance Payment Security received by the Client.

The Advance Payment shall be made as twenty percent (20%) of the Contract Price. This advance payment shall only be covered for mobilization, provision of site office and subsidiary, procurement of necessary materials, construction vehicles and equipment and other necessary provision for permanent and temporary works of the Contract.

The Advance Payment shall proportionally be balanced at each progress payment. i.e. each progress payment shall be made as eighty (80) percent of payable amount of cumulative monthly progress payment.

(2) Retention Money

Five (5) percent of retention money shall be made against cumulative monthly progress payment. This retention money shall be released within Fourteen (14) days after receiving an appropriate Retention Bond provided and submitted by the Contractor to the Client.

(3) Progress Payment

Progress Payment shall be monthly made according to the progress rate of the work done which shall be calculated based on the Priced Bill of Quantities and be certificated as payable amount by the Engineer and approved by the Client.

The each Progress Payment shall be paid to the Contractor as a following formula.

Formula for monthly progress payment ;

$$\mathbf{P_{mp} = T_{pp} - D_{ap} - D_{rm} - P_{pp}}$$

T_{pp} : Total amount of Cumulative Progress Payment

D_{ap} : Deduction of Advance Payment ; Equivalent value of Twenty (20) percent of total Cumulative Progress Payment

D_{rm} : Deduction of Retensiton Money ; Equivalent value of Five (5) percent of total Cumulative Progress Payment

P_{pp} : Total amount of pre-paid amount.

P_{mp} : The amount of monthly progress payment at the month.

Progress payment shall be made within Ten (10) days after approval of the Client.

The monthly progress rate shall be calculated based on Priced Bill of Quantities in accordance with work done up to the end of each month.

(4) Final Payment

The all retained balance to the contract price shall be reimbursed to the Contractor as a Final Payment when the Client shall accepted and received the Contractor's Retention Bond.

Article 6 Client's Responsibilities

6.1 The Client shall carry out the following works in time for the commencement of the Work;

1) To obtain a permission to utilize required land area for implementation of the project road prior to the commencement of work,

2) To obtain permission to utilize land area, if required, for a temporary site office, warehouse, stock yard and motor pool during the contract period,

6.2 The Client shall assist the Contractor to collect data and information necessary for implementation of the work.

6.3 The Client shall cooperate with the resident representative of the Contractor in the negotiations and procedures with the various authorities concerned and public and private organizations for the execution of the Work.

Article 7. Contractor's General Obligations

7.1 The Contractor shall, with due care and diligence, execute and complete the Works and remedy any defects therein in accordance with the provisions of the Contract. The Contractor shall provide all superintendence, labour, materials, and plant. Contractor's equipment and all other things, whether of a temporary or permanent nature, required in and for such design, execution, and completion and remedying of any defects, so far as the necessity for providing the same is specified in or is reasonably to be inferred from the Contract.

7.2 The Contractor shall be deemed to have satisfied himself as to the correctness and sufficiency of the Tender and of the rates and prices stated in the Bill of Quantities, all of which shall, except insofar as it is otherwise provided in the Contract; cover all his obligations under the Contract including those in respect of the supply of goods, materials, plant or services or of contingencies and all matters and things necessary for the proper execution and completion of the Works and the remedying of any defects therein.

7.3 Unless it is legally or physically impossible, the Contractor shall execute and complete the Works and remedy any defects therein in strict accordance with the Contract to the satisfaction of the Engineer, The Contractor shall comply with and adhere strictly to the Engineer's instructions on any matter, whether mentioned in the Contract or not, touching or concerning the Works. The Contractor shall take instructions only from the Engineer.

7.4 The Contractor shall survey and examine the condition of the site and its surroundings and shall collect information available in connection therewith and to have satisfied himself before starting site work;

(a) The nature and character of surrounded housing and building adjacent to the project road including peoples daily activity for chuting any conflict caused by execution of the Work.

(b) The hydrological and the geological conditions of the project road and surroundings.

(c) The extent and nature of work and materials necessary for the execution and Completion of the Works and the remedying of any defects therein, and

(d) The other necessary information which may influence to the Work for chuting any disturbance of maintaining smooth operation to the Work.

7.5 The Contractor shall submit to the Engineer a Construction method statement including permanent and temporary works, construction programme, quality control method, road safety plan, safety and health control plan, manning schedule, shop drawings and other required data and documents before starting the works.

During implementation period, The Contractor shall submit to the Engineer a daily and monthly progress report, material test result and daily quality control report and other technical documents required by the Engineer.

7. 6 The Contractor shall submit to the Engineer a list of the equipment and materials to be imported to the construction site for the work.

7.7 The Contractor shall be responsible for the implementation means, methods, techniques, sequences or procedures, quality control and safety and health control in connection with the work.

7.8 The Contractor shall be responsible for the acts or omissions of the Contractor's subcontractors, or any of Contractor's agents or employees, or any other persons performing any part of the work for the Contractor.

7.9 The Contractor shall furnish one (1) Resident Representative with sufficient faculty to execute the work at the project site.

7.10 The Contractor shall bear the handling charges, customs clearance charges, storage charges, and transportation charges required for the importation of the vehicle, equipment and materials for the work.

7.11 The Contractor shall, at his own expense, take necessary measures in accordance with the Contract Documents and relevant laws, ordinances and regulations to prevent damage to the Work, construction materials, adjacent structures, or third parties, until the completion and delivery of the Work.

Article 8. Engineer's Duty and Authority

8.1 The Engineer shall be appointed by the Client, in writing, under this Contract. The Engineer and his authorized representative will responsible for any technical supervision for the Project implementation of the Contract signed by and between the Client and the Contractor. However the Engineer shall not have a right to make final decision for any Change, Modification and/or Variation order or similar character and nature of contractual issue without approval of the Client.

8.2 The Engineer shall not have right to relieve his duty and authority to the Client and the Contractor without prior written agreement of said two parties.

8.3 The Engineer shall, as a daily supervisory work on the project work, be responsible for any Approval, Observation, Certification, Agreement, Inspection, Instruction, Notice, Suggestion, Request, Testing, and/or similar works required for smooth operation of the project implementation for the Contractor and the Client.

8.4 Detailed items of the Engineer's duties and authorities shall be settled in accordance with the Contract Documents and shall notify to the Contractor in writing prior to issuance of the Notice to Proceed.

Article 9. Inspection and Delivery

9.1 Upon receiving a letter of inspection request with complete set of monthly progress report for monthly progress payment from the Contractor to the Engineer, the Engineer will inspect monthly and cumulative work done by the Contractor within Seven (7) days after receiving aforesaid request letter.

After confirmation of monthly progress by the Engineer on both the site work and documents, the Engineer shall certify and request, in writing, the Client to pay monthly progress payment to the Contractor.

9.2 Upon completion of the Work, the Contractor shall request a final inspection for the Work by the Engineer and the Client.

9.3 When the Work has passed the final inspection by the Engineer and the Client, the Taking Over Certificate of the Work shall be handed over to the Contractor.

Article 10. Warranty against Defects

10.1 The Contractor shall warranty and guarantee all the Work to be executed in accordance with the contract documents for a period of one (1) year from the date of issuance of the Handing Over Certificate of the Work.

10.2 The Client shall notify the Contractor in writing of any defects for which a claim shall be made under this warranty and guarantee as promptly as possible after discovery thereof.

The Client's written notice shall describe the nature and extent of the defects. The Contractor shall have no obligation for any defects discovered subsequent to the expiry date of the said one (1) year period, unless notice of such defects is received by the Contractor not later than twenty one (21) days after such expiry date.

10.3 The Contractor shall remedy, at his own expense, any defects by making all necessary measure for repair or replacement.

10.4 The Contractor shall inform the Client of road condition and any damage which may occur on the project road in writing within (7) days before the expiry date of defect liability period.

10.5 The Contract shall not be considered as completed until a Defects Liability Certificate has signed by the Client and has been delivered to the Contractor, stating the date on which the Contractor shall have completed his obligations to execute and complete the Works and remedy any defects therein to the Client's satisfaction.

Article 11. Performance Security

11.1 The Performance security shall be valid until the Contractor has executed and completed the Works in accordance with Article 9.3 hereof.

11.2 The Contractor shall provide a Performance Security of Twenty percent (20%) of the ontract price to the Representative Office of the Client in DRC within Fourteen (14) days after receiving the Letter of Acceptance.

11.3 The Performance Security shall secure the proper execution of all the Contractor's obligations during the period from the date of signing of this Contract to the date of issuance of Taking Over Certificate of the Work.

11.4 The Performance Security shall be released immediately after the issuance of the Taking Over Certificate by the Client.

Article 12. Advance Payment Security

12.1 The Contractor shall provide an Advance Payment Security of equivalent value of Twenty percent (20%) of the Contract Price to the Client when the Contractor shall claim an advance payment to the Client.

12.2 The Advance Payment Security shall secure the repayment of any sum advanced by the Client upon the Contractor's default from the date of the advance payment to the date of the issuance of Taking Over Certificate of the work.

12.3 The amount of the Advance Payment Security shall cover the amount to be paid as the advance payment for the work.

12.4 Prior to requesting the advance payment, the Contractor shall obtain the advance payment security and the Client shall have the custody of the advance payment security. Such security shall be returned to the Contractor immediately after the issuance of the Taking Over Certificate of the work.

12.5 In making a claim under the advance payment security, the Client shall notify the financial institution of said security in writing, stating the nature of the defect and the amount of damages in respect of the claim.

12.6 The amount to be paid under the claim shall be the amount of the actual damage incurred, and in no case shall it exceed, the amount of the advance payment security.

Article 13. Retention / Maintenance Bond

13.1 The Contractor shall provide and submit a Retention/Maintenance Bond of Five percent (5%) of the final contract price to the Client for one (1) year defect liability period at the same time when the Contractor shall receive the Taking Over Certificate.

Five percent (5%) of the Retention Money of cumulative progress payment shall be released to the Contractor when the Client shall receive aforesaid Retention/Maintenance Bond from the Contractor.

13.2 No claim shall be made against such security after the issue of the Defects Liability Certificate and such security shall be returned to the Contractor within 14 days of the issue of the said Defects Liability Certificate.

The Defects Liability Certificate shall be given to the Contractor by the Client within Fourteen (14) days after the expiration of the Defects Liability Period.

Article 14. Currency of the Contract

14.1 The Applicable Currency of the Contract price and all of the settlement under this contract shall be in United States Dollar (U.S.$).

14.2 All payments and Security/Guarantee/Bond described in Article 11,12,13 and other related Article and Clause shall also be in United States Dollar (U.S.$).

14.3 Aforesaid Security/Guarantee/Bond shall be issued by the international and/or first class bank or bonding or insurance company duly existing and operating in DRC including foreign organization which are established and operated in D.R.C., and approved by the Client.

Article 15 Insurance

15.1 The Contractor shall provide, in the joint name of the Client and the Engineer and the Contractor, insurance cover from the commence date to the end of the Defect Liability Period for following events which are due to the Contractor's risks.

(a) The minimum coverage of insurance for loss of, or damage to the Works, Equipment, Plant and Materials shall be One hundred Ten percent (110%) of the Contract amount, with a maximum deductible of Twenty percent (20%).
(b) The minimum coverage of insurance for loss, or damage to property, except the Works, Plant, Materials and Equipment, is Twenty percent (20%) of the Contract amount with a maximum deductible of Fifty percent (50%).

15.2 The Contractor shall provide Workman Compensation Insurance in the joint name of the Client and the Engineer and the Contractor.

(a) The minimum coverage of insurance for Workman Compensation Insurance for personal injury or death caused by the Works shall be Ten percent (10%) of the Contract amount with No deductible.

15.3 The Contractor shall also provide Third Party Liability Insurance.
(a) The minimum coverage of insurance for Third Party Liability for property, or personal injury or death caused by the Works shall be Ten percent (10%) of the Contract amount with No deductible.

15.4 Aforementioned insurance shall be applied and become effective on or just before commencing the Work. And
The Contractor shall submit Two (2) clear photo copies of proper certificates and those policies of the insurance for aforementioned each item to the Engineer reasonably before commencing the Work.

Article 16 Liquidate Damage

The Contractor shall pay liquidated damage to the Client at the rate of Zero point Two Five percent (0.25%) per day of the Final Contract amount.

The countable delayed days for liquidated damage shall start from following day of the date for completion of the Work specified in the Article 4.2 hereof until actual completion date of all the works.

The total amount of liquidated damage shall not exceed Ten percent of the Final Contract amount.

The Client may deduct liquidated damage from any payments due to the Contractor. Payment of liquidated damage shall not affect the Contractor's liabilities.

Article 17 Assignment and Subletting

Neither of the parties hereto shall assign this contract or any part thereof to any third party without prior written consent of the other party. The Contractor shall not sublet the whole of the work or a major part of the work to any third party.

Article 18 Force Majeure

18.1 Definitions

Neither party shall be deemed to be in default or in breach of this contract if he is unable to perform his obligations under this contract owing to the circumstances beyond his reasonable control. Such circumstances (hereinafter referred to as " Force Majeure") shall include, but shall not be limited to, the followings:

a) Acts of God, including storm, earthquake, flood, or any other such operation of the forces of nature that the party affected could not reasonably foresee or provide against.
b) war (declared or undeclared), hostilities, invasion, act of any foreign enemy, threat of or preparation for war; riot, insurrection, civil commotion, rebellion, revolution, usurped power, civil war; and labour troubles or other industrial troubles, strikes, embargoes, blockades, and sabotage of labour.

18.2 Monetary Obligations

Notwithstanding the foregoing, the occurrence of Force Majeure shall not prejudice nor otherwise affect either party's liability to pay remuneration or reimbursement of expenses to which the other party is entitled on or before the date of occurrence.

18.3 Notice

The party affected by Force Majeure shall give the other party a written detailed account of the circumstances of Force Majeure as soon as practicable, but not later than fourteen (14) days from the occurrence.

18.4 Expatriate Staff

In the event that Force Majeure is likely to endanger the safety of any expatriate staff members of the Contractor, they shall be allowed to leave the site and/or office, giving notice to a staff member of the Client responsible for the management of the Project as soon as possible.

18.5 Suspension

Upon occurrence of Force Majeure, the party affected may be allowed to temporarily suspend the performance of his duties under this contract for so long a period as Force Majeure continues and as his performance is prevented thereby. In such instance, he shall make all reasonable efforts to mitigate the effect of Force Majeure upon his duties.

Article 19. Governing Law

This Contract shall be governed by and interpreted in accordance with the laws of DRC.

Article 20. Disputes and Arbitration

20.1 This Contract shall be executed by the parties hereto in good faith, and in case any doubtful point is raised or any dispute occurs concerning the interpretation or performance of this contract, such matters shall be settled through consultation of the parties.

20.2 In the event that an amicable settlement cannot be reached through consultation, the matter shall be referred to arbitration. The arbitration shall be conducted in French by three arbitrators of whom one shall be appointed by the Client, another by the Contractor and the last by the said two arbitrators.

20.3 In the event that the said two arbitrators cannot reach agreement on the appointment of the third arbitrator, the dispute shall be settled by arbitration in accordance with the Rules of Arbitration of the International Chamber of Commerce.

20.4 The place of arbitration shall be in Paris, France.

20.5 The arbitral award shall be final and binding upon the parties hereto and the parties shall comply in good faith with the decision. Judgement upon the award may be entered in any court having jurisdiction or application may be made to such court for juridical acceptance of the award or order of enforcement as the case may be.

20.6 As for fees for all proceedings for arbitration, each party shall bear the costs of his own arbitrator's service and an equal share of the costs for the third arbitrator.

Article 21. Language and Measurement System

21.1 All correspondence between the two parties including notices, requests, consents, offers, and demands shall be made in French. All drawings, specifications, reports, and other documents shall also be prepared in French.

21.2 All documents made under this Contract shall adopt the Metric system and the Gregorian calendar day.

Article 22. Amendment and Modification

Any amendments and/or modifications, if necessary, may be negotiated between the parties hereto and shall be agreed by a written document signed by and between both parties.

Article 23. Early Termination

23.1 Should either party default in the execution of his obligations under this Contract, the other party shall give the defaulting party notice in writing to remedy such default promptly.

23.2 Failure of the defaulting party, to take corrective measures as required by the other party within Thirty (30) days of the receipt of such notice, shall constitute a sufficient cause for the other party to terminate this Contract.

23.3 Either party may terminate this Contract without prejudice, should the performance of his obligations under this Contract not be resumed within a cumulative period of Sixty (60) days of suspension due to Force Majeure stipulated in Article 18 hereof.

23.4 The early termination of this Contract under this Article shall be subject to the approval of the Client.

23.5 In the event of early termination for reasons stated in paragraphs 23.2 and 23.3, the Contractor shall, with the approval of the Client in a fair and reasonable proportion of the Contract Price that is calculated on the basis of the Contractor's works carried out up to the termination date, instead of the Payment Schedule stipulated in Article 5 hereof.

Article 24. Interpretation

24.1 All general language or requirements embodied in the specifications are intended to amplify, explain and implement the requirements of this Contract. However, in the event that any language or requirements so embodied permit an interpretation inconsistent with any provisions of this Contract, then in each and every such event, the applicable provisions of this Contract shall prevail and govern.

24.2 The specifications and drawings are also intended to explain each other, and anything shown on the drawings and not stipulated in the specifications or vice versa shall be deemed and considered as if embodied in both. In the event of conflict between the specifications and drawings, the specifications shall prevail and govern.

Article 25. Entire Agreement

This Contract sets forth the entire agreement between the parties in respect of the subject matter hereof and supersedes and cancels any and all previous agreements, negotiations, commitments, and writings in respect of the subject matter thereof.

Article 26. Notice

All notices pertaining to this Contract between the Client and the Contractor shall be sent in writing by registered airmail or facsimile or shall be handed to the addresses so stated herein. Such notices shall take effect from the date of receipt by the other party. In case either party hereto changes the address, the party concerned shall give such notice to the other party beforehand.

The Client

Name	:	Japan International Cooperation Agency (機構). DRC Representative Office,
Address	:	112, avenue Pumbu, Gombe Commune, Kinshasa Province
Telephone	:	081-556 3530
Facsimile	:	081-556-3532

The Contractor

Name :
Address :
Telephone :
Facsimile :

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Contract to be signed, as of the day and year first above written, in their respective names in duplicate, each party retaining one (1) copy thereof.

The Contractor	The Client
(Signature)	**(Signature)**
(Name of the signer)	Resident Representative
(Status of the signer)	機構 RDC OFFICE
(Name of the Contractor)	112, avenue Pumbu, Gombe Commune, Kinshasa Province,

Appendix5 建設に係る保険一覧の要約

名称	負担者(契約者)	海外向	保険引受者	保険の対象	非対象	保険期間備考（契約期間）	加入方法	備考
Bid Bond	入札者	○	現地銀行もしくは保険会社	契約事業の不履行に対して(全額-前払金相当が妥当か？)	-	関心表明提出から入札まで	案件毎	入札の成立を促す為のもの。候補の企業が関心表明を提出するにあたり、同時に提出する。応札しなかった場合に発注者が現金化可能。
Performance Bond	工事請負者	○	現地銀行もしくは保険会社	契約事業の不履行に対して(全額-前払金相当が妥当か？)	-	受注後より前払金の支払までの期間（前払金請求書と同時：契約によって規定）	案件毎	発注者が保険引受者から発行される信用状を保管し、請負業者のパフォーマンス不履行の際に換金できる仕組み。金額は、支払条件による。前払金金額が妥当か。
Payment Bond	工事請負者	○	現地銀行もしくは保険会社	下請企業への支払い			案件毎	発注者が保険引受者から発行される信用状を保管し、請負業者が下請け業者に支払わない際に適用。
Maintenance Bond	工事請負者	○	現地銀行もしくは保険会社	瑕疵担保		受渡し時-瑕疵担保期間	案件毎	発注者が保険引受者から発行される信用状を保管し、請負業者のパフォーマンス不履行の際に換金できる仕組み。瑕疵担保金額が妥当。
設計瑕疵保険（土木）	コンサルタント	X	建設コンサルタント協会(アールアンドディ)	瑕疵に対する賠償（国内）		-	会社毎	180 社程度の利用
設計瑕疵保険(海外)	建築設計会社	△	外資系保険会社	瑕疵に対する賠償(海外)		-	会社毎	外資による。 詳細は不明。
建設工事保険（日本）	請負者もしくは発注者	X	保険会社	・ 住宅・ビル等 ・ 目的物・本工事・工事仮設物・現場事務所等 ・ 強風・落雷等。	・工事用設備・車両・工事機械・設計図書等 ・津波・地震・噴火等(特約条件による)	工事着手時から引き渡しまでで、任意期間	案件毎（総合保険も可能）	・ ﾒﾝﾃﾅﾝｽ特約・災害特約・包括特約・復旧特約 ・ 設計欠陥による損害・暴動・騒擾・テロ等は対象外 ・ 総括契約あり。
土木工事保険	請負者もし	X	保険会社	・ 土木施設	・工事用設備・車両・	工事着手時から引	案件毎（総	

名称	負担者(契約者)	海外向	保険引受者	保険の対象	非対象	保険期間備考（契約期間）	加入方法	備考
(日本)	くは発注者			・目的物・本工事・工事仮設物・現場事務所等 ・強風・落雷等。	工事機械・設計図書等 ・津波・地震・噴火等(特約条件による)	き渡しまでで、任意期間	合保険も可能)	
貿易一般保険(技術提供契約)	請負者・発注者	△	独立行政法人 日本貿易保険（NEXI）	非常危険・信用危険による対価。		契約締結の一ヶ月以内から対価の確認日まで	案件毎(包括保険も可能)	附保できる国や地域が限定される。 また、基本は被発注者側の保険であることは支出費用に係る損失はオプション扱いであり、加入可能か不明。
CM保険	C実施企業	X	東京海上	日本CM協会の定める標準及びオプション業務(国内のみ)	善管注意義務違反にあたる事項	年間契約（契約期間内に対象となる行為と請求が含まれているもの）	包括契約のみ	日本国内における保険であり、対象外となる。
Contractor’s all risk insurance	請負者・発注者	○	現地の保険会社	建設発注者及び請負者				国による。

出所：Webやパンフレット等より作成（保険適用等の条件は各保険の情報を参照のこと）

Appendix6 業務指示書における「平和構築・復興支援案件に関する特別経費の計上」についての記載例

平和構築・復興支援案件に関する特別経費の計上について

(1) 一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとし、当該経費の見積は別見積とし、価格加味の対象としない。

ア　保険契約（戦争特約等）

イ　現地業務調整などの傭人

(2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

(3) 宿泊料

宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとし、その取扱いは別に定める。

(4) 技術経費率

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、技術経費率を 10%を上限として加算し、技術経費を計上することができるものとする。

ジャイカ
JICA